

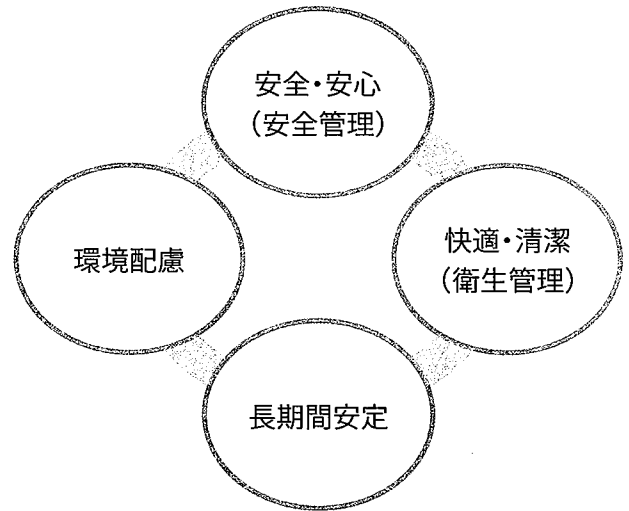
3 施設管理

施設管理については長寿命化計画に基づき、日常点検・定期点検や調査などを実施し、点検結果や修繕履歴等の情報を蓄積することにより、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

誰もが安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行なう上で最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。

安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の4点を基本として施設管理に取り組みます。



① 安心安全な施設管理

本会は米子産業体育館が開館して以来、蓄積してきた管理運営に関する豊富な経験とスポーツの専門職員による知識を活かして、恒常的に業務改善をする体制をつくり、安心・安全な施設管理をします。

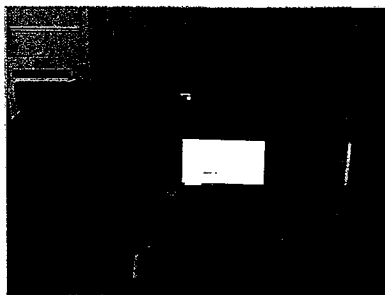
ア 施設・設備による事故を未然に防ぐために

【拡充】

スポーツ活動に欠かせない器具、施設の運営に欠かせない設備など、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアルに基づき設備・備品などの点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるよう努めます。



職員による体育設備の日常点検



職員によるJアラートの日常点検

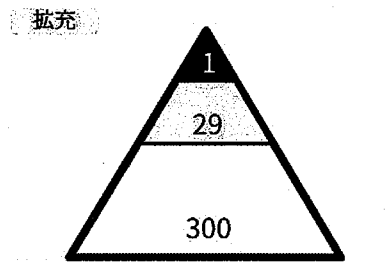


職員による電気設備の点検

イ 安全対策の徹底



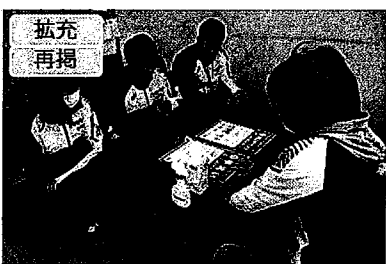
1. 施設の破損などによる事故を未然に防ぐために、職員による巡視・巡回や施設・設備の点検（1日2回以上）、専門業者による検査（月1回以上実施）などを徹底し、修繕・改善箇所などの些細な異常や違和感を早期発見し対応



- ハイน์リッチの法則を活かし、予防保全を行い、破損や故障があった場合には軽微なうちに対処し、職員で対応できものはすぐに補修



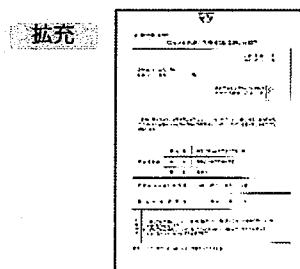
- お客さまが施設・設備を安全にご利用いただくために必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項などを説明
- はじめての方や説明だけでは分からないというお客さまには、職員が立ち会い操作説明や用具の準備、片付けを一緒に行い安全に使用できるよう対応



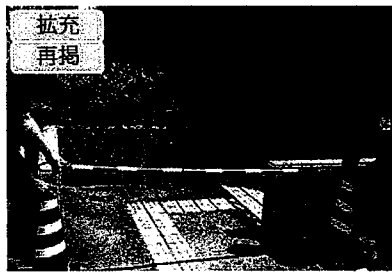
- 定期的に職員会議を実施し、異常箇所の有無や情報を職員が共有することにより、危機意識を維持



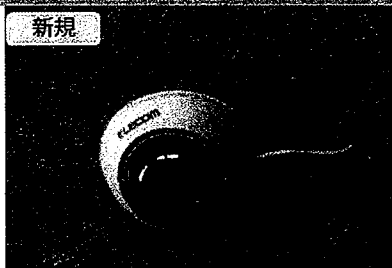
- 職員による開館時の開錠から、閉館時警備システムのセットに至るまでの施錠管理の徹底



- 防火対象物点検の対象となるもののうち、一定期間、消防法令の順守状況が優良であると防火対象物の点検報告義務を免除する防火対象物として認定（特例認定）



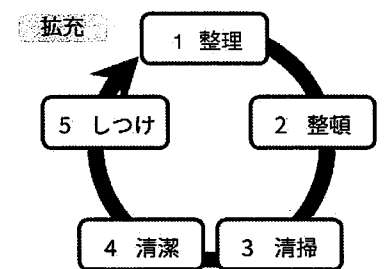
- 日常点検などで施設や設備に異常が発見された場合には、来館者の安全を第一に考えて、間仕切りをおこなうなどしてその場に触れない、近寄らないように注意喚起し、応急処置を実施
- ただちに修繕が必要な場合は、主管課であるスポーツ課および、本会事務局に報告し、修繕を行うよう迅速に対応



- 盗難防止や不審者の早期発見などの安全対策のため、出入口などにセキュリティカメラの導入を検討



- 施設巡回時などにお客さまに積極的な声かけを実施
- 職員がトイレに立つ際などに盗難防止等のため更衣室などの共用スペースの巡回



- 5Sの実践により安心な施設にします。日頃より安心してできる空間を提供していきます。



- 3か月ごとに施設の大規模点検を目視と触診により実施
- このうち年1回は体育協会事務局立ち合いのもとで実施
- 点検により、要望保全の計画を作成と、迅速な保全・修繕計画を立案



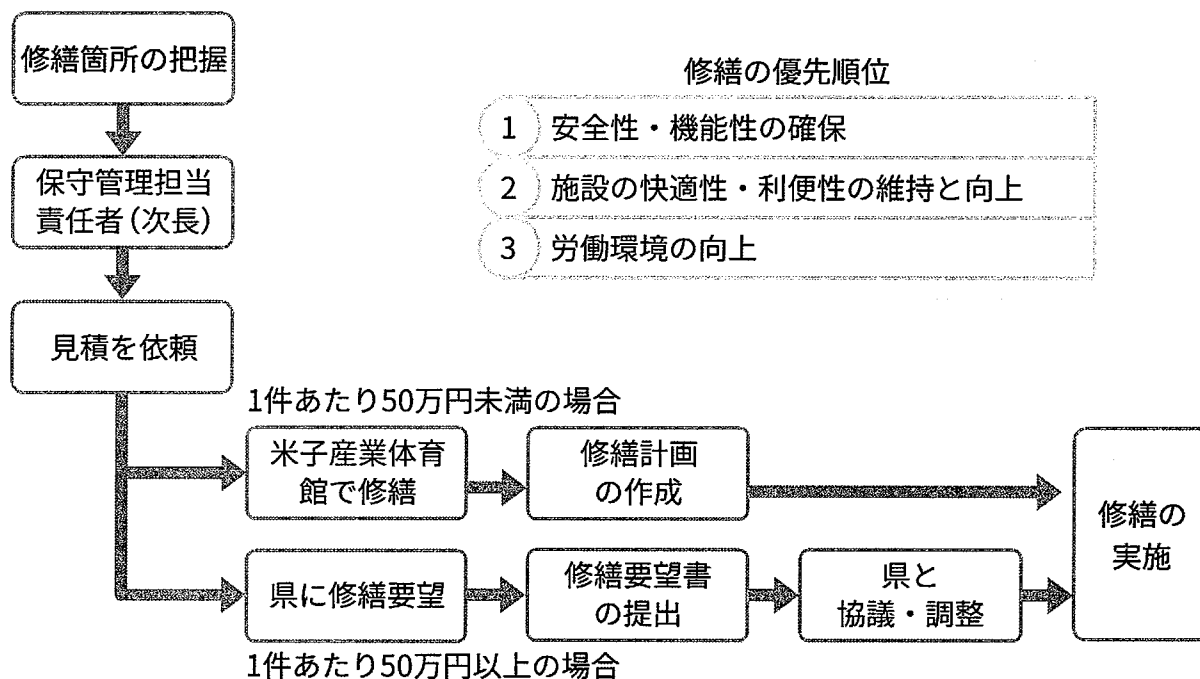
応急手当指導員資格を取得している職員による普通救命講習（応急手当、AED操作などの総合訓練）を年2回実施し、月1回は定期的な救命講習を実施します。AEDの操作、CPRの動作を訓練し、全員が万が一の事故などに対応できるようにします。

ウ 修繕計画

安心・安全な施設

- 施設点検マニュアルにより点検を行い、CAPDサイクルにより優先順位をつけ、お客さまの安全利用に努めます。
- 施設の経年劣化にともなう設備機器の更新及び修繕の範囲が指定管理者の負担を超える場合は、県へ報告し協議します。

修繕計画の実施フロー



迅速な補修の実施

異常が発見された箇所は、職員が対応可能なものであればすぐに補修を行い、安全に使用できるようにします。職員がすぐに対応できないものについては、破損箇所に近づかないように間仕切りなどをし、専門業者に補修を依頼し対応します。

留意事項（募集要項記載）

- 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ県が施設の改修を行うことがあること。

第4期規定管理期間における施設負担の修繕にかかる費用と内容は、以下のとおりとなっております。

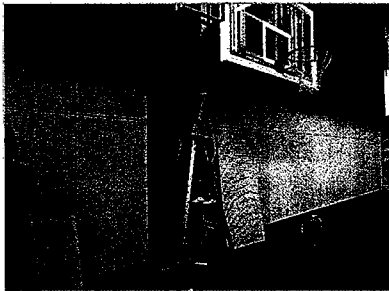
年度	内容	
令和元年度	サブアリーナ空調吸込み改修、女子更衣室等センサー取付他	30件
令和2年度	非常放送設備屋外スピーカー取替、冷却塔補給水電磁弁取替他	9件
令和3年度	フィットネスルームエアコン室外機修理他	3件

令和4年度	受水槽補給水開館電磁弁取替、正面玄関外灯 LED 交換他	4件
合計金額	7,069,655円	

職員で補修・交換によるコスト削減

- 施設・設備の破損などによるケガや事故を防止するための補修作業は、緊急性が低く補修の容易なものは、コストの削減にもなることから、可能なかぎり職員で対応
- 日常的業務・定期的業務・法定業務など、それぞれの年間計画に沿った施設管理を実施

・職員による修繕例



小体育館ボード張替



会議室の壁補修



大体育館照明取替



ドアヒンジ調整



天窗修繕



防球ネット修繕

エ 安心して利用できる受付体制

「受付でのユニバーサル対応」

- いつでも・誰でも安心して利用できるよう、受付にコミュニケーション支援ボードを設置し、障がいの有無などにかかわらず、スムーズなやり取りが行えるように活用
- また、筆談ボードや老眼鏡なども設置

② 清潔な環境の確保(衛生管理の徹底)

お客さまに気持ちよく利用していただくため、清潔な環境衛生・美観の維持を図ります。また、清掃計画により利用の妨げにならないよう、利用状況に合わせて柔軟な対応をします。

日常清掃のほか、月単位のワックスなどの定期清掃、天井・壁などの特別清掃を行うなどして、清潔な施設にします。高架水槽・貯水槽の清掃も、水道法及び建築物における衛生的

環境の確保に関する法律に基づき1年に1回清掃作業を行います。

体育館の床板は文部科学省通知の「体育館の床板剥離による負傷事故防止について(通知)」に従って行います。

また、清掃時は節水を心がけるとともに、繁忙期、閑散期を見極め清掃スタッフの増減を実施し、コスト削減及び適正な効率のよいスタッフ配置による清掃を行います。また、米子産業体育館職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。



観覧席の清掃



会議室機の拭き掃除



空調機フィルターの清掃

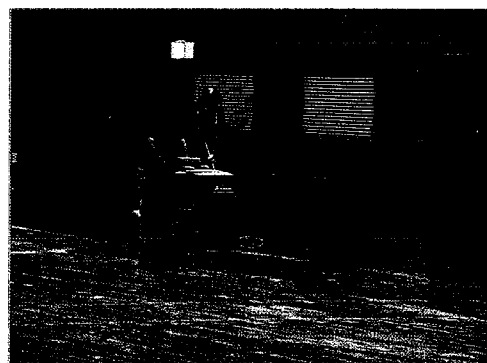
米子産業体育館の日常清掃計画

清掃箇所	作業内容	実施頻度
玄関・ホール・廊下・更衣室・シャワー室	掃き掃除・水拭き・マット清掃	毎日
トイレ	掃き掃除・水拭き・便器清掃・汚物回収	毎日
中、小会議室・控室・医務室 大体育館、小体育館器具庫・観覧席	掃き掃除	週1回
事務室	掃き掃除	毎日
屋外	ゴミ拾い・吸殻清掃	毎日

定期清掃計画 (業者委託分)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
オイルコーティング	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
床ワックス		●				●				●		
カーペット清掃			●									
窓ガラス清掃				●				●				●



日常清掃



床ドライケア

ア 清潔な環境確保のための実施策

できる限り施設内外の清掃は、職員で行います。また、ボランティアやお客さまとも協力しながら、清潔な環境を保ちます。

実施策			
職員で清掃・整備	施設の状況把握	職員で修繕・補修	巡回時に点検
巡回時に整理・整頓	ゴミや落葉清掃	衛生的な環境整備	感染症対策
注意喚起	消毒用品常備	ゴミの持ち帰り運動	お客さまとの協力



落葉の清掃



利用者の協力によるモップ掛け



消毒液の設置

イ 適切な維持管理

建築物環境衛生管理技術者のもとに、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善に取り組みます。

ウ 清掃業務における運用方針

月間計画表作成	毎月の実施予定を作成
マニュアルに基づき実施	マニュアル、清掃基準表に基づき実施
清掃業務評価	業務評価表により定期的に検査を行う
利用頻度を考慮した清掃	利用の多い時間帯を避けて実施する
環境に配慮したケミカル使用	環境にやさしい洗剤、ワックスを使用する

- 1 環境衛生・建築物の保安全性・労働安全性の3つの向上を基本原則に外部委託業者により作業を実施
- 2 清掃に使用する洗剤や薬剤は、中性洗剤(無リン系)とし、ワックス類、薬剤は、「製品安全データシート(MSDS)」の基準に即して選定・使用し、環境への影響を軽減
- 3 作業に使用する資機材を含めて、「エコマテリアル」「グリーン調達」により、再利用・再生可能なものとし、環境保護にも留意
- 4 業務に当たっては仕様書に従い、毎日実施する日常清掃と、定期的実施する定期清掃において計画表を作成し、確実に実施し、作業記録と確認を行い、館長が実施内容を厳格に検証

- 5 清掃は、汚れが付きにくいような工夫を施し、清掃時の洗剤やワックスを床材質にあったものを厳選して使用するとともに、汚れが発生した場合は、その原因を徹底的に追究し除去
- 6
 - ・ 日常清掃は基本清掃時間の設定はしますが、繁忙期、閑散期を見極め、清掃スタッフの増減を実施し、コスト軽減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃を実施
 - ・ 運営に当たるスタッフも必要に応じ清掃作業をサポート
- 7 仕様書に従い、スポーツ大会等において多量のゴミが出た場合は、回収処分
- 8 仕様書に従い、駐車場のゴミ拾いなどの清掃を行い、美観を維持

③ 施設設備の長期安定使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度などの各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、信頼性の高い維持管理を行います。

また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受けます。そして、施設、設備、貸出用具の保守管理を十分行います。



自家用電気工作物保安業務



消防設備点検業務

保守点検業務一覧

委託業務名	作業内容	実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
警備業務	機械警備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	機器点検				●								
清掃業務	日常清掃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定期清掃(体育館、月2回)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定期清掃(ホール、廊下、階段)	●				●				●			
自動扉保守点検(DC-4型)	定期点検	●			●			●			●		
自動扉保守点検(DSN-60D型)	定期点検	●			●			●			●		
自家用電気工作物保安管理	遠隔監視	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定期点検		●		●		●		●		●		●
	自家発点検		●		●		●		●		●		●
	年次点検		●										
	消火器					●						●	

消防用設備保守点検	消火栓					●								●
	スプリンクラー					●								●
	煙感知器					●								●
	誘導灯					●								●
	自家発点検					●								●
冷温水機保守点検	冷暖房切替		●								●			
	定期点検					●								●
空調用自動制御機器保守点検	定期点検					●								●
空調機器類保守点検						●								
エレベーター保守点検業務	遠隔監視	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定期点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
塵芥回収処理	回収(週1回)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

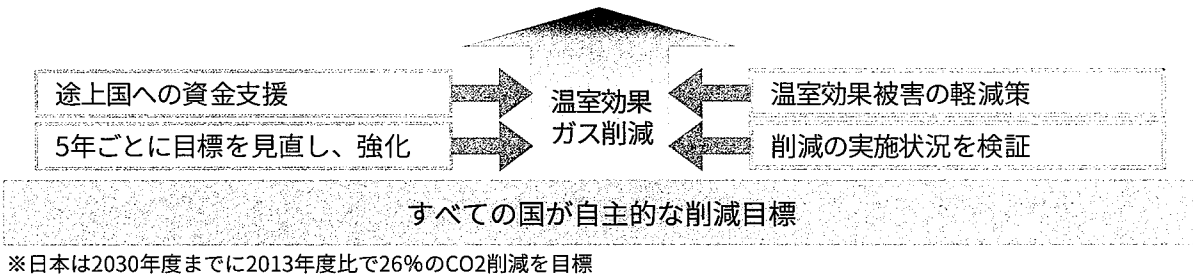
④ 環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動などにより、環境に配慮した運営が評価され、平成 25 年 9 月に「鳥取県版環境管理システム（TEAS II 種）」の認定施設に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けていますが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。

環境配慮活動は、パリ協定（気候変動）により世界的に取り組まれています。日本は、2030 年度までに 2013 年度比で 26%の CO2 削減を目標としていることから、今後も施設職員だけでなく、お客さまにもご理解いただき、職員とお客さまが一体となった環境に配慮した施設運営を目指し、エコオフィス化へ次のように取り組めます。

パリ協定の内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇を2度未満にする ・1.5度におさえるよう努力
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・今世紀後半、温室効果ガスの実質的な排出をゼロにすることを旨とする

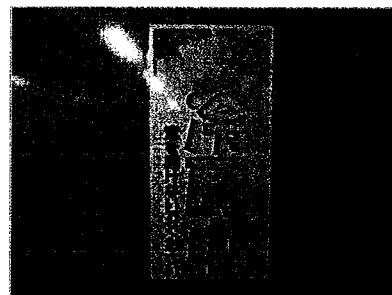


- ### エコオフィス化への具体的な取組
- 事務室のエアコン設定温度を夏は28度、冬は18度に設定
 - クールビズ（ハートホット・クールビズ）、ウォームビズを推進
 - ブラインドなどの開閉を効果的におこなうことによる暖房・冷房・照明等の電力節減
 - OA機器未使用時はスイッチを切る、コンセントからプラグを抜くなどし、待機電力を節減
 - 可能なかぎり、LED照明などの省エネ機器の導入を推進

ア 環境配慮活動の実施策 継続

● 室温調節

冷房・暖房等に頼りすぎず、働きやすく快適な格好で過ごす「クールビズ」「ウォームビズ」を実践し、冷房 28℃、暖房 18℃に設定することで、冷やしすぎ、暖めすぎに注意します。設定温度を 1 度変更するだけで、冷房時には約 10%、暖房時には約 13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し、室温の上昇や低下をおさえます。



イ 地球温暖化対策 継続 拡充

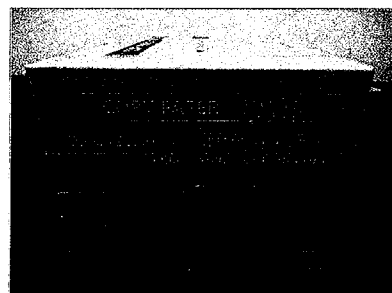
地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意識改革及び館内掲示等により広く啓発していきます。

また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。



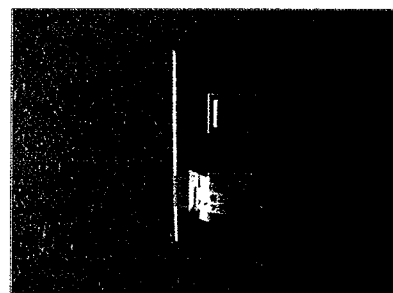
ウ エコ製品の購入 継続 拡充

平成 13 年 4 月 1 日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) が施行され、これにともなって『鳥取県グリーン購入基本方針』が策定されました。これにより、取組内容を強化して推進することとし、物品などの調達に当たっては環境に配慮した商品を優先的に購入します。特定調達品目以外の物品等の調達は、できるかぎり環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」など、環境物品を選択します。



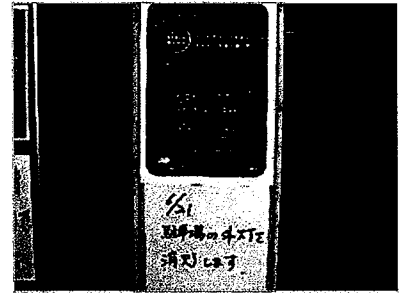
エ こまめな消灯の実施 継続

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウンなど節電を徹底します。



オ 夏至、七タライトダウンキャンペーンへ参加

環境省の行う、地球温暖化防止のための「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」に参加と啓発に協力します。



カ 節水の取り組み 継続

毎日水量を計測し使用量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型に交換し、また節水啓発の表示を掲示するなど、必要最小限の使用で運営できるよう、お客さまに促します。

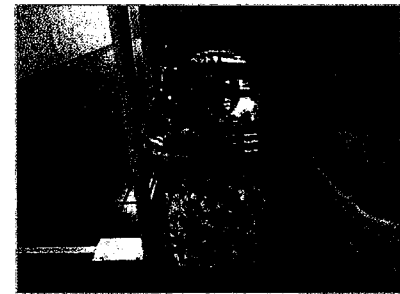


キ リサイクル活動の推進 継続 拡充

●資源環境型社会の形成に協力

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、お客さまと協働して回収し、リサイクル運動を推進します。

また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境を守り、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。



ク テニスボールの再利用 継続

テニスボールは、椅子から出る騒音を減らすなど再利用できます。

テニスボールを収集し、必要とする近隣の学校へ提供します。



弓ヶ浜中学校へ提供

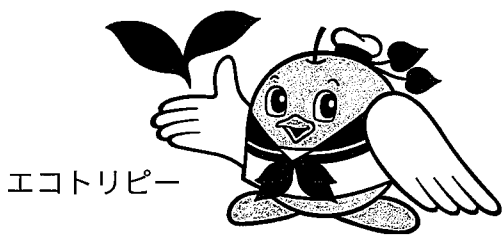
ケ 環境に配慮した施設運営 継続 拡充

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修を行います。

また、鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】などの県民運動定着事業の実践事業所として、県民（お客さま）と一体となり推進します。循環型社会構築を図る廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4つのR」を推奨します。



循環型社会形成への具体的な取り組み Let's 4R



- ① Refuse (断る)
- ② Reduce (減らす)
- ③ Reuse (再利用)
- ④ Recycle (再資源化)

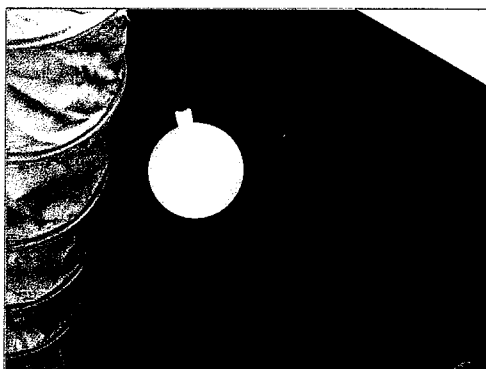
- 不要なものは断り、ごみを出さない。
- ごみの見える化により、施設から発生する廃棄物の減少につとめます。
- 使い捨て用品などの使用をひかえ、繰り返し使用する、修理して長くつかうなど工夫します。
- ごみの分別排出を徹底し、資源として再利用します。

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

さらに、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなか、本会は、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めます。なお、特に委託、工事請負については、原則県内事業者へ発注し、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県と協議します。

本会は、発注先として選定しようとする業者が暴力団などでないことを確認するため、県に照会します。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行うなど、連携します。



貯水槽の清掃業務



エレベーター定期点検

外部委託業務

業務名	内容
警備委託	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備

清掃作業 (貯水槽清掃含む)	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保のための作業
消防設備保守	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守
冷温水機保守	冷暖房時、切替作業を主とした機器の保守
エレベーター保守点検業務	安全最良の運転状態を維持するための点検・保守
自動ドア保守	自動ドアを常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
空調用自動制御機器保守	電気式、電子式自動制御機器の点検保守
自家用電気工作物保安業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
吊物装置保守	ワイヤー・滑車ほかの締付確認を始めとした良好な状態に保つための保守

委託業務担当者保有資格の確認

業務名	内容
警備委託	警備員指導教育責任者、施設警備業務検定一級、二級
清掃作業	建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士
自動扉保守点検(DC-4型)	一級自動ドア施工技能士
自動扉保守点検(DSN-60D型)	一級自動ドア施工技能士
自家用電気工作物保安管理	第三種電気主任技術者、第一種電気工事士
消防用設備保守点検	消防設備士乙種1類、4類、6類
冷温水機保守	第二種酸素欠乏危険作業主任者、第二種電気工事士
空調用自動制御機器保守	第二種電気工事士
エレベーター保守点検業務	昇降機等検査員
塵芥回収処理	一般廃棄物収集運搬・処分業者講習修了
吊物保守点検	第二種電気工事士

① 委託選定方法

委託選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術などを要するものにおいては、随意契約により委託先を選定します。

また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては、単年度とします。契約において違反行為、社会的に不正な行為を行った業者に対しては、指名停止措置など、適正な契約環境を確保します。

留意事項（募集要項記載）

- 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、専門の事業者へ委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。また、他の者に委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等米子産業体育館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

●県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

② 委託業者との連携

米子産業体育館と委託業者間でスムーズな連携を取り、管理運営を行います。

また、本会与委託業者間で必要に応じ意見交換の場をもち、連携・調整を行うことで、よりよい管理運営をめざします。

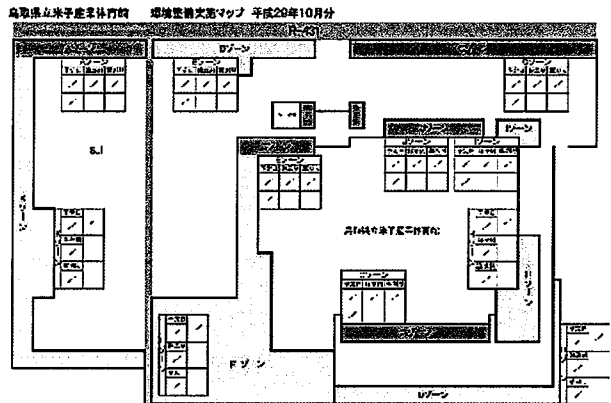


委託業者との意見交換会

③ 植栽管理

植栽管理は職員が行い、経費削減に努めます。

職員の日常点検で植栽に異常がないか目視で点検し、異常がある場合はお客さまに危険がないよう、伐採などの処置を行います。



毎月の植栽計画マップの作製

植栽年間計画を作成し、効率よく管理をします。

場所	作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
駐車場 北西側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
駐車場 北側中央	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
駐車場 北東側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
南西側 フェンス沿い	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
正面玄関前 花壇	樹木剪定			●									
小体育館西側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
	樹木剪定								●				
大体育館南側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
大体育館 南西側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
大体育館 北東側	樹木剪定			●									
大体育館 北側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
駐車場 西側	草刈り	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
縁石沿い	除草剤			●			●						●



ヘッジトリマー、チェーンソー等による枝切りを行います。



草刈りは植栽マップに従い行います。

④ 外構管理

外構管理は、下記の留意事項について日常点検を行います。破損箇所や不具合などがあれば、すぐに補修作業を行い、安全な利用ができるように努めます。

米子産業体育館外構管理の留意事項

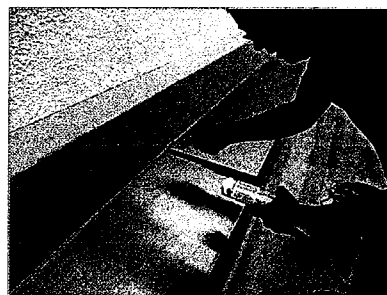
- 排水溝の蓋、点字ブロックなどの浮きやハガレはないか。
- 非常用階段、手すりなどの破損はないか。
- 地盤や外壁の浮き沈みやひび割れなどはないか。
- 雨水口、雨どいなどに泥や砂、ごみの詰まりなどはないか。



側溝の沈殿物除去



駐車場支柱部分の破損修繕



コーキング打ち直し

4 料金設定

産業体育館設置条例第 10 条,11 条にある利用料金や利用料金減免を、知事の承認で定められた内容に沿って取り組んでいきます。

(1) 開館時間の考え方と設定内容

現在の利用時間は、施設の事前点検の必要性、県民にも広く周知・理解されていますので、現行どおり午前 9 時から午後 10 時までとします。しかし管理上や大会など開催のため主催者からの要望があれば、早朝開館など、臨時的に開閉館時間を変更します。

開館時間（募集要項記載）

米子産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

(2) 休館日の考え方と設定内容

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3水曜日 ・1月1日から1月3日 ・12月29日から12月31日
-----	--

設備メンテナンスのため、現行どおり、毎月 1 回第 3 水曜日を休館日とします。

なお、管理上や大会主催者からの要望により臨時開館します。

また、休館日に業者が点検、保守のため入館する場合、職員が必ず立ち合います。

休館日の考え方（募集要項記載）

米子産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

なお、とっとり県民の日条例（平成 10 年鳥取県条例第 13 号。以下「県民の日条例」という。）及びとっとり県民の日条例第 4 条の使用料等を定める規則（平成 10 年鳥取県規則第 34 号。以下「県民の日規則」という。）の規定を満たすため、とっとり県民の日（9 月 12 日）、9 月の第 2 土曜日及びその翌日は開館すること。



(3) 利用料金の考え方と設定内容

米子産業体育館の利用料金は、別添資料「鳥取県立米子産業体育館施設設備料金(案)」のとおり提案します。

なお、平成 21 年の第 2 期指定管理時から、自主事業の一環として中会議室(2)をフィットネスルームとして活用し、多くの方々にご利用いただけてきましたが、ランニングマシン等の機器が老朽化しており、お客さまの安全を第一に考え、今後は元の中会議室(2)として活用することとします。その際、現在フィットネスルームに設置している移動式スポーツミラーを残し、こども運動教室やダンス練習、空手の型練習等の運動にも利用していただけるようにします。

① 利用料金の取扱い等

利用料金等の取扱い等（募集要項記載）

米子産業体育館の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は指定管理者が自らの収入として収受する。

② 会議室利用料金の設定

設定料金

		区分	単位	金額 (円)
中会議室 (1) (2) (3)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	710
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	960
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	1,470
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1,980
小会議室 (1) (2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	250
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	350
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	560
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	710

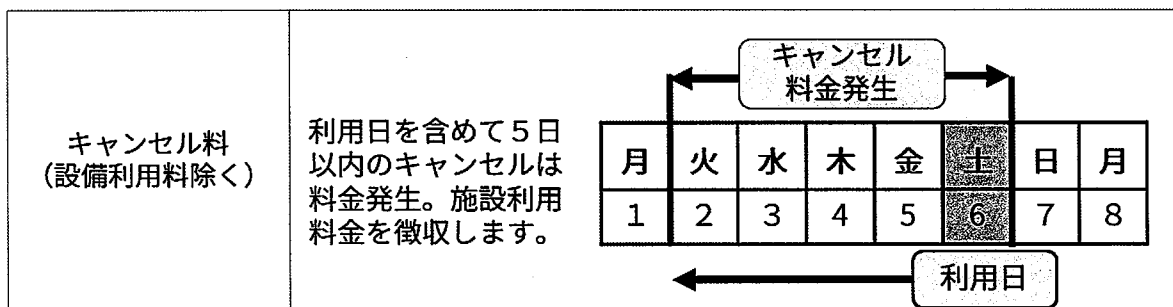
③ 設備料金の設定

貸出備品に、お客様のニーズの高いものを導入します。

また、お客様の利便性向上を図るため、随時設備の導入を検討します。

④ キャンセル料の取り扱い

利用申込後の変更・取消の申請については、利用日の 6 日前まで認めます。利用日を含めて 5 日前以内に利用料金返還基準に当たらない理由で施設を利用しなかった場合は、キャンセル料として、施設利用料を全額徴収します（設備利用料は除く）。



(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

年齢や性別、障がいの有無等を問わず、関心、適正等に応じて誰もが安心してスポーツに参画することができる環境整備を推進するため、現行の利用料減免取扱要領に加え、新たに難病患者の方の個人利用の利用料を減免（10/10 減免）します。

利用料金の減免等（募集要項記載）

- 資料3に掲げる場合には米子産業体育館の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。
また、資料3に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も、同様とする。
- 県民の日条例及び県民の日規則の規定に基づき、とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日には、利用料金（設備利用料を除く）は徴収しないこと。
なお、専用利用にあっては、ふさわしい行事を行う場合に限る。

① その他

減免実績

年度	減免人数	減免金額
令和元年度	22,668人	3,427,790円
令和2年度	18,428人	2,086,930円
令和3年度	23,268人	2,614,610円
令和4年度	26,935人	2,516,315円

利用料金は前納を原則としますが、電気料金、冷暖房料金、備品等の利用料金は、後納も可能とします。

利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアルにより、適正に処理します。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

本会は現在までの管理運営でつちかってきた経験とノウハウを活かし事故・事件の未然防止に取り組み、さらに日ごろからお客さま自身にも防犯の意識を高く持っていただくことが必要です。施設内での声かけや放送での呼びかけにより、貴重品等の管理を徹底する意識を高めるための啓発を行います。

また、事故や災害が発生した場合を想定し、その対応と万一発生した場合に被害を最小限にとどめるための訓練を行うことで、お客さまに安全・安心して施設を利用いただける体制づくりに取り組みます。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

お客さまや地域住民とのコミュニケーションをはかり、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

さらに、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生の防止につとめ、万全な事故防止対策の徹底をはかります。

○米子産業体育館で考えられるリスクアセスメントの例（5分類）

分類	考えられるリスク	事前に行う対処
事故やトラブル	火災・爆発など	●火気・危険物の持ち込み確認と確実な資器材取り扱いの徹底
	機械設備の故障	●職員による日常点検・委託業者による定期点検の実施
	停電・断水・漏水	●各種マニュアル整備による事前対策と早期復旧
	盗難・危険個所	●巡回の徹底による情報収集と不審者（物）の早期発見 ●危険個所の確認と対策
サービス	労働災害 苦情	●職員研修による教育の徹底と各種マニュアルの整備
	情報の漏洩	●守秘義務・個人情報保護規程の遵守と運用体制の確認
	事務処理のミス	●職員研修による教育の徹底と各種マニュアルの整備
政治・経済	物価・金利の変動	●取引業者の選考
	ニーズの変化による 収入減	●広報活動と事業のないようを検討 ●ニーズに合った収支の調整
	暴動・テロリズムなど	●危険個所のリストアップ ●巡回の徹底による不審者（物）などの早期発見
社会情勢	感染症によるパンデミック	●国・県の新型インフルエンザ等対策行動計画などに基づく対応 ●対応マニュアルの作成
	物品の価格高騰	●大量一括購入などによるスケールメリットを活かしたコスト削減
	風評被害	●情報の迅速で適切な対応 ●お客さまはどへの直接説明
自然災害	異常気象	●館内の環境維持のための対策を計画
	地震・大雪・大雨・ 落雷など	●被害への回避策・軽減策の実施による対応 ●施設長を対策班長とした指揮命令系統の編成と定期的な訓練による実践的な対応の強化

① 火災・災害等防止対策

館長を危機管理責任者とし、本会や他の管理施設と連携した即応体制をつくり、米子警察署や米子消防署、医療機関などと綿密な連絡体制を取ることで、迅速な対応ができるようにします。

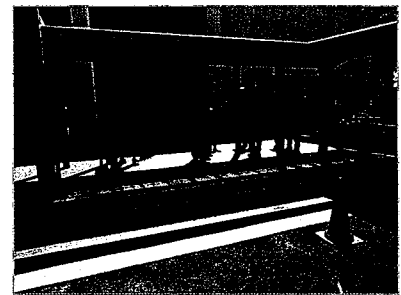
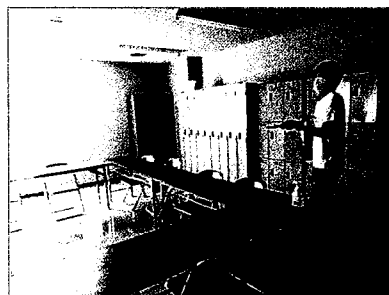
また、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練を行い、安全・安心な施設として管理運営します。



初期消火通報訓練の様子

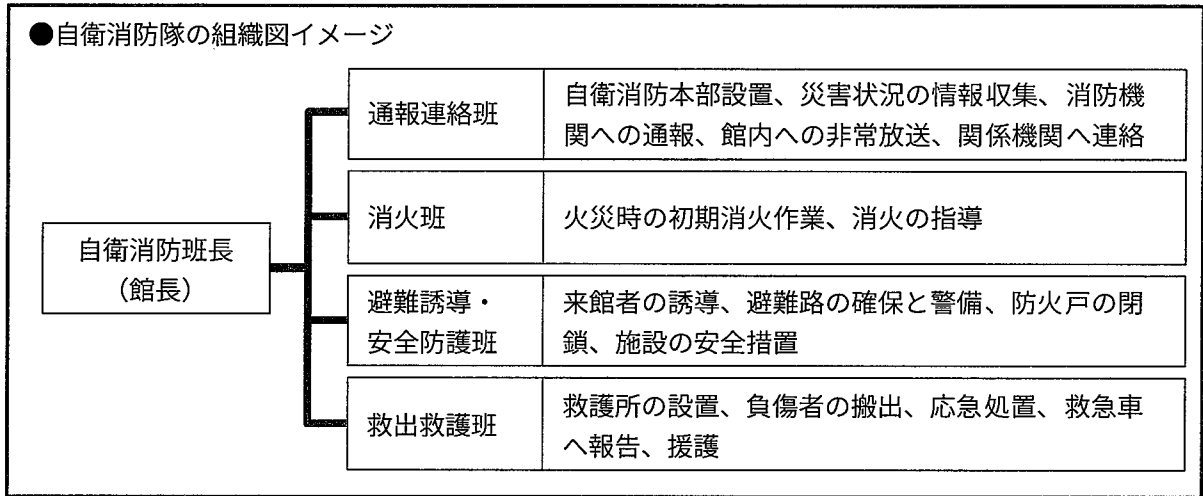
ア 火災の防止策

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うとともに、危機管理マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年2回実施します。



●火災を防ぐ

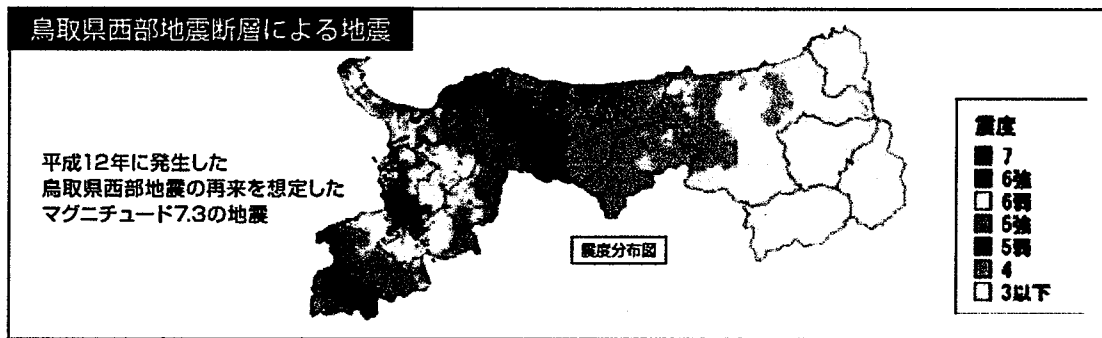
- 1 火元周辺・建物周辺の可燃物撤去
- 2 燃料・薬品の定められた使用方法と安全な保管
- 3 消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握
- 4 消防設備の定期点検の実施
- 5 消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得
- 6 火元責任者による責任区域の安全確認



イ 地震

近年の地震の教訓を生かし、地震対応マニュアルを再整備し、J-アラート（緊急地震速報）を活用した避難訓練を行い、被害を最小限に食い止め、津波の発生にも対応できるよう訓練します。

鳥取県震災対策アクションプラン（平成 31 年 3 月改定）により、震災の経験を活かし迅速な対応をします。



●地震に備える

- ① 落下、転倒などの危険箇所への対策実施
- ② 火気使用場所の整理整頓
- ③ 消防設備、シャッター等定期点検の実施
- ④ 崩落、落下の恐れがある箇所の早期修繕
- ⑤ 非常用品の点検、補充

・避難誘導経路の安全の確保

避難誘導灯は外部委託により点検していますが、誘導経路（非常口・経路）については、職員が、非常扉、非常用錠、避難経路に障害物等がないかを日常的に点検し、不具合等があれば、迅速に対応することで、非常時の誘導等に支障が生じないように努めます。

事例) 職員による日常点検で発見した、非常用錠、非常口不具合の即時修繕



ウ シェイクアウト訓練

大地震が発生したと想定し、各自が3段階の「安全確保行動」を行います。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。

お客さまの安全確保を第一に、職員が対応できるようにします。



利用者も参加したシェイクアウト訓練を実施します

エ 津波発生時の対策

鳥取県津波対策検討委員会が、巨大地震が起きた場合に、鳥取県に到達する津波の浸水予測をしたところ、米子市では、佐渡島北方沖でマグニチュード 8.16 の地震が発生した場合、4.72メートルの津波が到達するとされています。このことから、津波発生時には、お客さまの安全を第一に考え、迅速に避難誘導します。

●津波に備える

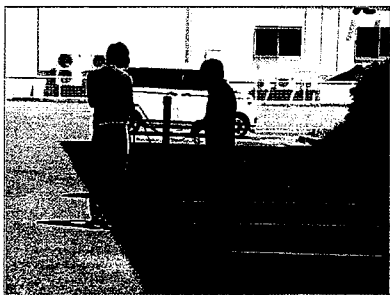
- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握し、起りうる事態への対応策を決定
- 2 より遠くへ、より高い場所への避難活動
- 3 要援護者の介助
- 4 お客さまに呼びかけをし、避難する。
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断と周知
- 6 ハザードマップ活用し、危険の増幅が予測される場合の事前措置

オ 台風・大雨洪水・大雪時の対策

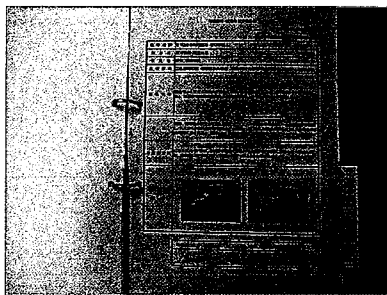
台風・大雨洪水・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

●台風・大雨洪水・豪雪に備える

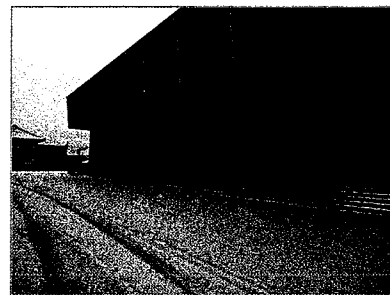
- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握し起こりうる事態への対応策を決定
- 2 飛ばされやすい物や倒れやすい物の撤去、移動
- 3 植栽、工作物などの養生補強
- 4 被災を回避するためのお客さまへの呼びかけ
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断と周知
- 6 風雨により危険の増幅が予測される場合の事前措置



強風が予想される場合は駐車場の利用を制限し安全に配慮します



施設に異常を確認した場合は、報告書を作成し、職員全員に周知します



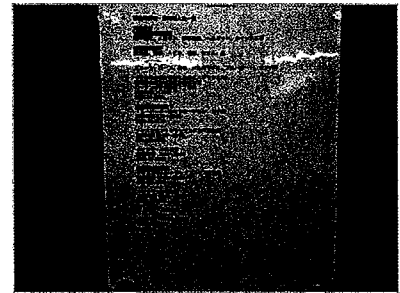
落雪による被害が予想される場所は、予めロープで立ち入り禁止処置をとります

カ 弾道ミサイル発射への対策

近隣国からミサイルによる攻撃があった場合、J-ALERT や緊急放送などにより情報を得て、お客さまをすみやかに屋内へ避難させ、窓がない場所又は窓から離れた場所へ移動させます。その後、行政機関からの指示にしたがい対応します。

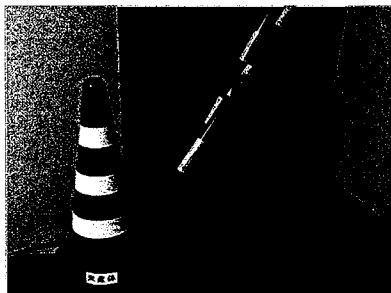
キ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも、災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップします。

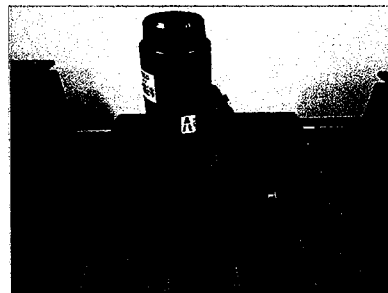


緊急時市内事業者リスト一覧

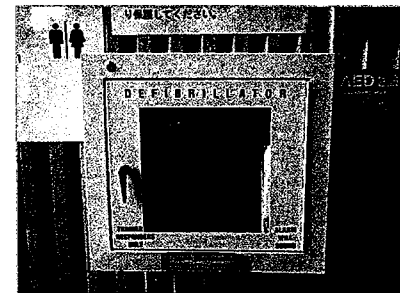
●常備しておくべき緊急時に必要な資材	
避難誘導資材	懐中電灯、拡声器、携帯電話、ヘルメット、ホイッスルなど
緊急資材	救急箱、担架、AED、毛布、タオル、氷など
災害対策資材	スコップ、ロープ、荷車、非常用ラジオ、ブルーシート、カップなど
資材入手先	そのほかに必要な資材を迅速に入手できる先（市内事業者）をリスト化
その他	災害対策用ベンダー、デジタルサイネージなど



災害対策資材(カラーコーン)



避難誘導資材(拡声器)

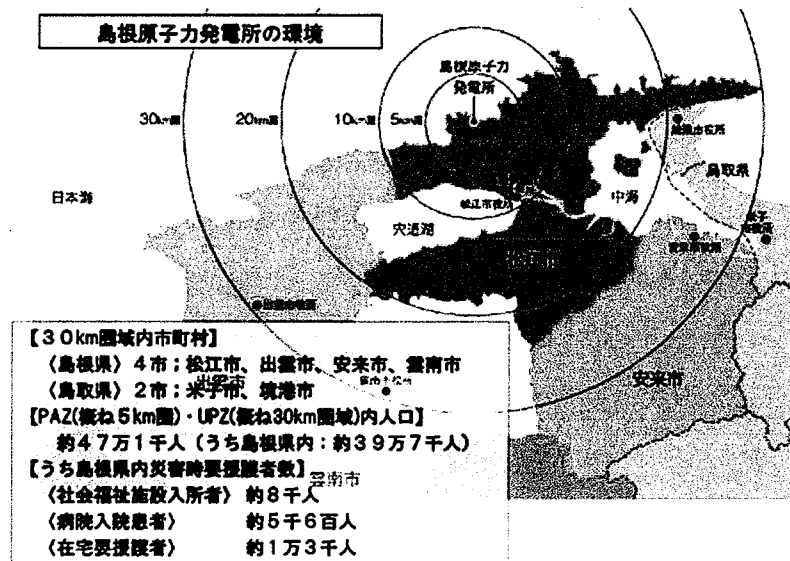


救急資材(AED)

ク 原子力災害事故への対策

米子産業体育館は、島根原子力発電所において、事故が発生した場合の緊急防護措置区域（UPZ）である30 km圏からはわずかにはずれています。お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルに沿って対応し、その訓練を行います。

また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政などと連携を取っていきます。



ケ 非番時の緊急対応(マニュアルの電子化)と情報共有

全職員が非番時でも迅速に対応できるよう、危機管理マニュアルを電子化します。スマートフォンやタブレットでマニュアルを確認できるようにし、非番時に発生した緊急事態でも、関係機関への連絡や初動を確実にいきます。



タブレットでのマニュアルの確認

② スポーツ活動における事故防止対策

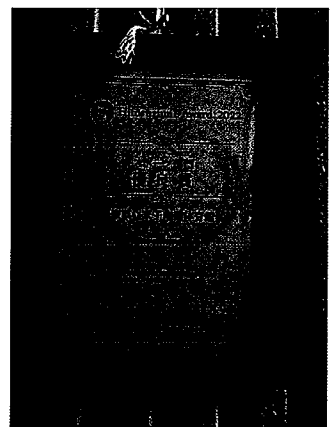
すべてのお客さまが、米子産業体育館を安全に、そして安心して施設をご利用いただくために、施設・設備の点検はもちろん、健康面への配慮や熱中症、活動中の事故などの未然防止策を整えます。

平成29年には、米子産業体育館の熱中症予防呼びかけの活動が評価され、「熱中症予防声かけプロジェクト実行委員会」より、「ひと涼みアワード2017 優良声かけ賞スポーツ部門」の優良賞を受賞しました。

以後5年連続受賞をしています。

※熱中症予防声かけプロジェクトとは

「熱中症予防声かけプロジェクト」は熱中症予防を目的に、環境省と官民一体の取組みとして平成23年に開始

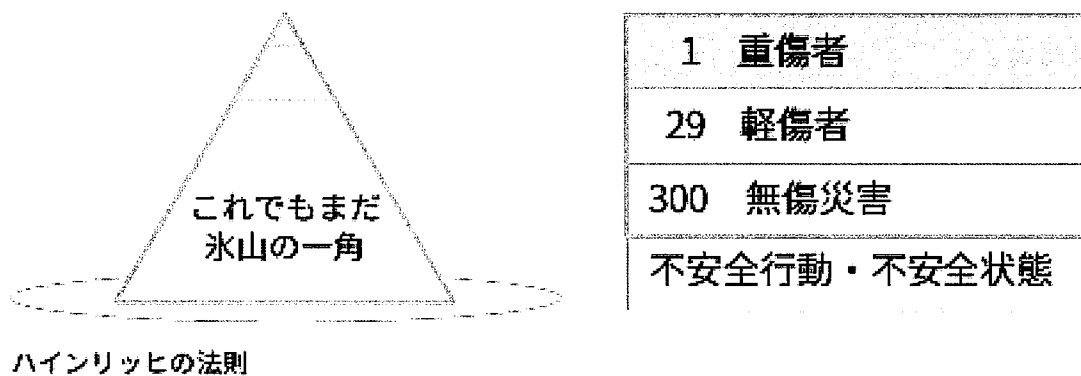


ア スポーツ活動における事故防止対策

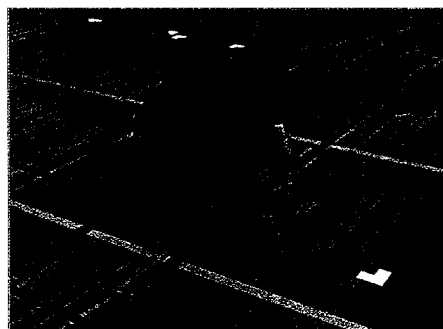
事故の発生率を客観的にモニタリングする方法として、ハインリッヒの法則(ヒヤリハット)を参考にしています。

労働災害における経験則の一つで、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常(ヒヤリ、ハットとする事象)が存在するというものです。

軽微な事故も重大事故につながる、「きっかけ」と受け止め、職員による「かもしれない」予見意識を徹底し、お客さまが安心して利用できる施設を目指します。



他県のスポーツ施設でのフロア床剥離部分での重大事故発生事案をもとに、フロア床の総点検と清掃方法の見直しの他、安全なナイロンマット(防災)へ交換、小体育館入り口金具の浮きの修繕等、潜在的に同様の事故が予想される部分を職員会議で協議し、事故防止策をとりました。



メインアリーナ床の点検



小体育館入口の金属板の修繕

●運動に関する指針（熱中症予防のための運動指針より）

対 策	内 容
拡充 スポーツ活動における事故 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 毎日『チェックシート』に基づく器具点検を実施
拡充 熱中症予防の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ協会の『熱中症予防の運動指針』に沿って、WBGT計での測定結果を掲示 状況に応じ活動の代表者などに安全性について注意喚起
拡充 健康チェックの奨励	<ul style="list-style-type: none"> エントランスに全自動血圧計を設置し、運動前後の健康チェックに活用
拡充 ウォーミングアップやクー リングダウンの指導	<ul style="list-style-type: none"> 希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などを実施



職員による大型器具の出し入れ



WBGT の計測



血圧計の設置

③ 不審者等防止対策

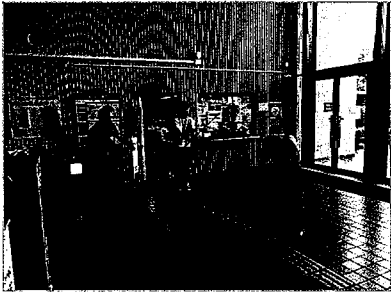
米子産業体育館は、たくさんの県民の皆さまにご利用いただくことのできる公共の施設です。近年、海外などでは多数の人が集まる公共の場所において、テロ事件が多発しています。米子産業体育館では、万が一の場合に備えて、このような場合に対応できるよう訓練を行います。

ア 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番などと連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、お客さまに対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。さらに、不審物・テロ対策として、透明回収ボックスを新たに導入します。

●不審者・不審物への備え、回避策

- 1 館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認
- 2 事件、不審者情報などの入手と周知
- 3 お客さまへの積極的に声をかけ実施
- 4 周辺に不審者らしき情報がある場合は警察への通報
- 5 更衣室やロッカーの中などの確認
- 6 年1回不審者に対する防犯訓練や講習会の実施
- 7 施設内を定期的に巡回及び不審者・不審物を発見した場合の警察への通報



年1回以上の不審者対応訓練の実施



透明回収ボックスの設置



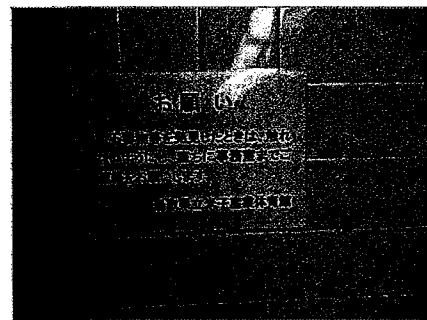
セキュリティカメラの設置

●透明回収ボックスによる効果

- 1 中身が見えることで、不審物（爆破物など）の投入防止となるテロ防止対策
- 2 中身が見えることにより、お客さまの分別回収意識の向上



毎朝、ロッカー内の確認を行います



張り紙による利用者への注意喚起

イ 盗難防止

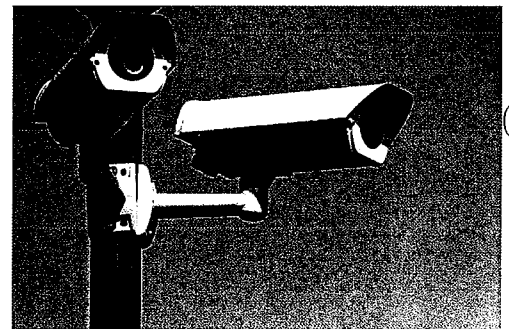
盗難事例や事故事例のある場所又は予測される場所に、注意喚起のための貼り紙の掲示、大会などで多数のお客さまが来館されるときには、巡回回数（通常時4回以上）を増やすなどして、盗難が起こりにくい状況をつくります。

●盗難防止策の一例

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 大会などのイベント時における巡回回数増 |
| 2 | 更衣室ロッカーキー貸出の推進 |
| 3 | 当館職員と警備委託による24時間体制での事件発生防止 |
| 4 | 防犯カメラの設置 |
| 5 | 盗難防止の貼り紙やポスターなどでの啓発 |

ウ 防犯カメラの導入

米子産業体育館を利用してくださる利用者の皆さまの安全を確保するため、正面玄関を見渡すことができる監視カメラの設置を検討します。職員の巡回と連携して盗難や事故防止に役立てます。



防犯カメラ（イメージ図）

●防犯カメラ導入により得られる効果

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 駐車場での盗難などの未然防止 |
| 2 | 不審者・不審物などの早期発見 |
| 3 | 事件、事故発生時の証拠の記録 |
| 4 | 利用者のモラルの向上 |
| 5 | 設置による安心感の向上 |

④ AED(自動体外式除細動器)の管理

館内各所で起こった事故を想定し、お客さまでも分かりやすいよう AED はエントランスの目立つ場所に設置し、AED 設置場所の案内を館内に掲示します。また、毎日 1 回の点検（バッテリーなど）を確実にを行い、いつでもだれでも使うことが可能な状態にします。



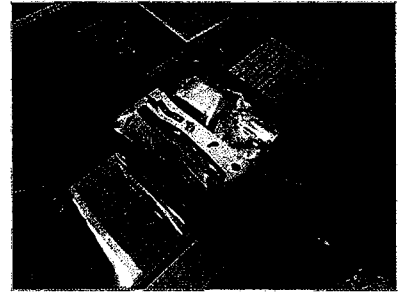
●AED管理等の実行策

- 1 緊急時、館内において1分以内のAEDを移動
- 2 日本救急医療財団AEDマップに設置情報を掲載し、救命率の向上
- 3 すべての職員がAEDを使用できるように、心肺蘇生法の総合講習を年2回受講
- 4 月1回は定期的な救命講習を実施し、AEDの操作、胸骨圧迫等の動作を訓練
- 5 未就学用パッド・モードが使用できるAEDを設置

⑤ 救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガなどの処置をします。また、医務室に担架、車いすを設置し、負傷者の移動に役立てます。車いすや救急用具は、だれでもいつでも使用できるように日常点検を行います。

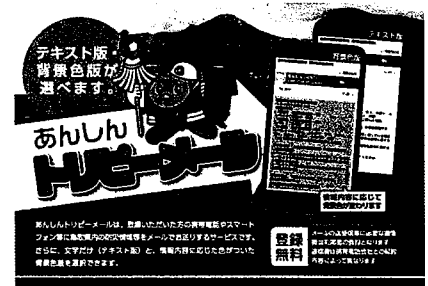
また、職員の応急手当講習を実施し、いつでも対応できるよう訓練します。



救急箱の設置

⑥ 「あんしんトリピーメール」の啓発

米子産業体育館では「あんしんトリピーメール」の案内を館内に掲示し、デジタルサイネージで表示するなど啓発を図り、登録者の増加を推進するとともに、お客さまが災害への対応に役立てられるようにします。



あんしんトリピーメール

(2) 緊急時の体制・対応

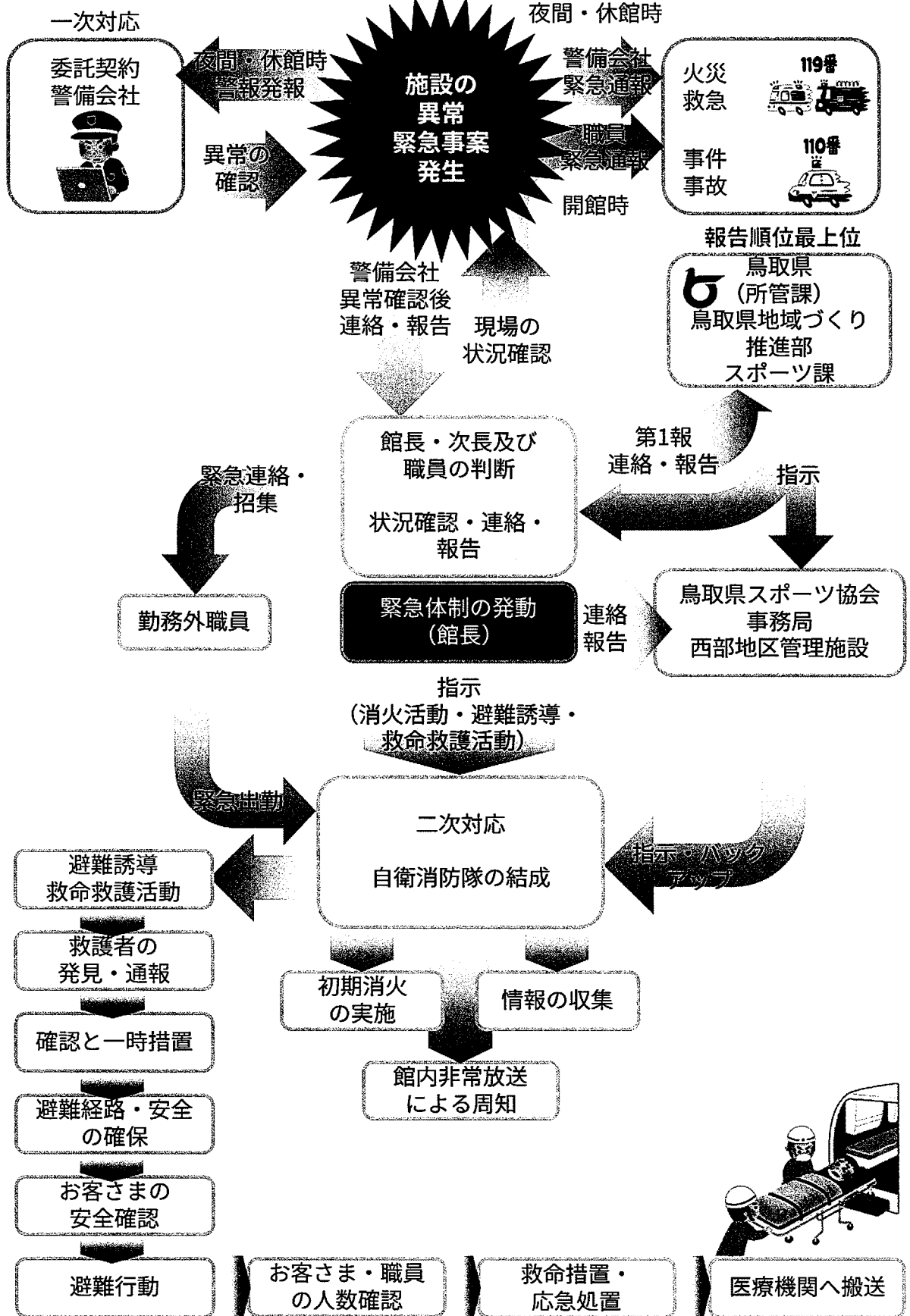
事故や災害が発生した場合、「お客さまの安全」を最優先としつつ、次の対応レベルと行動基準にあわせた危機管理マニュアルにより対応します。お客さまの生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力をつくします。

緊急時の対応レベルと行動基準		
対応の緊急性	対応レベル	行動基準
	レベル5	避難・利用中止
	レベル4	避難準備・利用規制・蘇生
	レベル3	一時利用規制・緊急
	レベル2	部分規制・警戒・準緊急
	レベル1	待機・観察・低緊急
	レベル0	安全

○危機管理マニュアルの主な項目及び内容

項目	主な内容
火災時の対応	●準備 消防設備の確認と日常点検、施設周辺の巡回の徹底（燃えやすいものの撤去など）
	●対応 消火栓・消火器の取り扱い、自衛消防隊について
地震・津波発生時の対応	●準備 危険箇所の把握（落下物・倒壊など）、避難場所・誘導経路の把握
	●対応 二次災害の回避、警戒警報発令時の対応など
台風・大雨洪水・大雪発生時の対応	●準備 台風・豪雨・大雪予報時の対処
	●対応 避難勧告・避難指示発令時の対応、近隣避難施設一覧など
施設設備の異常・故障時（停電・漏電・断水など）の対応	●準備 各施設設備の日常点検方法など
	●対応 電気・各種機械設備異常・事故時の応急措置方法など 委託業者・当館担当者の一覧、緊急連絡先一覧
不審者・不審物（爆破物など）への対応	●準備 巡回の徹底、避難誘導経路などの確認
	●対応 不審者・不審物発見時の緊急連絡体制・避難誘導など
テロリズムへの対応	●準備 事前情報の確認、巡回の徹底、避難誘導経路の確認
	●対応 発生時の初期対応と緊急連絡体制
大陸間弾道ミサイル発射への対応	●準備 J-アラートの日常点検の徹底、避難場所・誘導経路の把握
	●対応 発生時の初期対応と緊急連絡体制
PM2.5・黄砂などに関する注意喚起	●準備 事前情報の確認
	●対応 情報の掲示、注意喚起の実施
感染症などの対応	●準備 最新情報の入手、健康管理、マスク着用の徹底
	●対応 パンデミックによる施設閉鎖対応、流行第2波への備えなど
施設・資器材の点検	●施設の日常点検及び留意点（非常口周辺や消火設備周辺に物を置かないなど）
	●避難誘導資材、緊急資材、災害対策資材の内容（種類・数量・購入先）と日常点検の実施
緊急連絡網	●緊急時の職員及び県、本会事務局、業者などの緊急連絡網

●火災・災害時の対応フローチャート



① 火災・災害対応

火災・災害発生時には、危機管理マニュアルとあわせ、次の項目を徹底し、迅速・適切な対応を行います。

1	火災・災害発生時は最寄りの施設が応援 (施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子市皆生市民プール・県立武道館に応援要請し、応急措置などを迅速かつ円滑に行う)
2	閉館後、開館までの間は、警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
3	火災・災害発生時は、県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ随時報告
4	終息後、総点検を行い、県に詳細報告
5	マスコミへの対応（窓口の一本化、適切な情報提供）

ア 火災時の対応

火災発生時には、通報連絡・消火・避難誘導・非常放送を適切に行い、日ごろの訓練実施により万が一の場合でも対応できるようにします。

職員担当班	職員対応行動
通報連絡班	消防署・警察への通報
消火班	事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火
避難誘導・救護班	お客さまへ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。負傷者発生の場合、適切に応急救護（人工呼吸、除細動器など）
非常放送避難誘導班	非常放送により来館者の避難誘導
※職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。	

イ 地震・津波発生時の対応

日ごろから危険箇所や避難場所・誘導経路を把握し、地震が発生した場合には、お客さまの安全確保と避難を確実にします。



ドア開放による避難路の確保

対 応	職員対応行動
一次対応	「緊急地震速報」「津波警報・注意報」が出たことを迅速に伝達
	<ul style="list-style-type: none"> • お客さまを落ちつかせ、揺れがおさまるまで待機 • 動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中火器確認
	「津波警報・注意報」が出た場合には、なるべく高い場所（産業体育館2階又は屋外の高所）への避難誘導
二次対応	建物の外観点検をした後、細部の点検
	建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせ

ウ 台風・大雨洪水・大雪発生時の対応

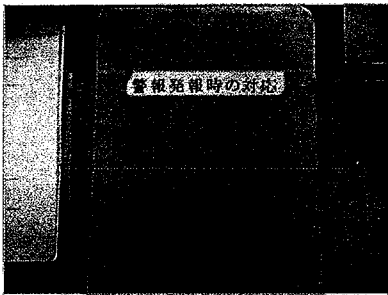
天気予報などにより情報収集を行い、事前に養生や補強、イベント等の開催中止依頼などをします。災害発生後にはただちに復旧作業を行い、早期利用再開を目指します。

対 応	職員対応行動
一次対応	天気予報などによる情報を入手と、植栽や工作物の養生、補強、倒れる、飛ばされるなどの恐れのある物の撤去又は移動
	お客さまが被害にあう恐れがある場合、事業開催又は施設供用の中止
二次対応	適時施設内を巡視による被害の状況の把握。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意
	故障、損傷、浸水、積雪等があれば、直ちに復旧作業開始

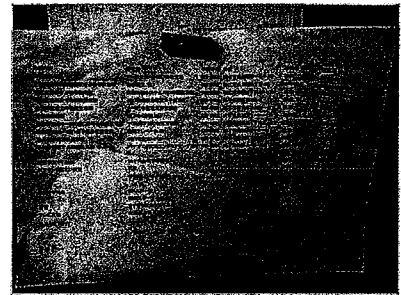
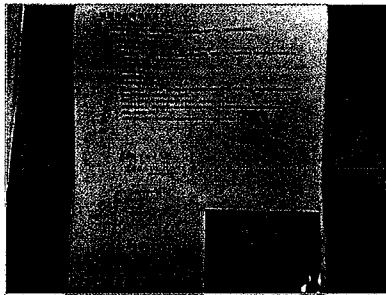
エ 施設設備の異常・故障時(停電・漏電・断水など)の対応

施設設備の異常や故障発生時には、お客さまの利用に支障が出ないように対応を行い、迅速な復旧に向けて処置をします。

対 応	職員対応行動
一次対応	設備の異常信号及び故障時には、職員で対応可能なものについては即時対応し、復旧などの処置 職員で対応が不可能な場合は、業務委託している業者に復旧依頼
二次対応	業務委託している技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応とあわせ本会事務局に報告



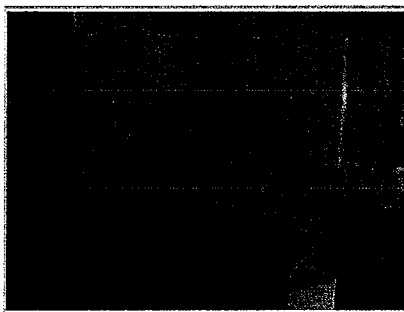
各警報、プザー発報時の異常内容がすぐに分かるよう一覧の作成



業務委託業者緊急連絡先

② 事件・事故発生時の対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行い、避難や救助活動ができるようにします。



- 近隣の医療機関の診療時間、休診日などの情報を把握し、館内に掲示する。
- 休日、夜間の指定救急医療機関を館内に掲示する。

ア 不審者・不審物(爆破物)への対応

巡回・巡視の徹底、目に触れにくい危険箇所の把握による予防、緊急時の連絡体制を構築し訓練を行うことで、緊急時に対応できるようにします。また、ボックス内の不審物の投入が発見できるよう、透明回収ボックスを導入します。

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまがその場に近づかない、触れないよう注意喚起
	警察へ連絡し、お客さまを館外へ避難誘導
	必ず2名以上の職員で対応
二次対応	職員で処理が可能と判断されるものについては、お客さまを遠ざけた上で処理
	施設利用の中止又は部分規制の実施

イ 化学兵器・生物兵器などによるテロリズムへの対応

万が一、米子産業体育館でテロが発生した場合には、お客さまの安全を最優先し、迅速な避難と救助活動が行えるようにします。

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまの避難を最優先し、同時に施設の利用を中止
	110番、119番通報による救出・救助活動を依頼
	県及び本会事務局へ緊急連絡と情報提供
	関係機関などからの情報収集と、指示にしたがった行動
二次対応	救助活動の支援、職員避難（二次被害の防止）も同時に実施
	一次対応とあわせ県・本会事務局へ報告

ウ 大陸間弾道ミサイル発射への対応

平成30年3月に策定された「鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」及び米子産業体育館の危機管理マニュアルに則り対応します。

対 応	職員対応行動
一次対応	J-アラートなどによる警報が発信されたら、お客さまに窓やガラスから離れ、窓のない部屋などに避難するように放送等で周知
	館外にいるお客さまなどには館内に避難するよう声かけ
	県や市の指示にしたがった行動
二次対応	安全が確認されるまで館内での待機
	情報収集を行い、次の対応を決定

③ 災害時の施設使用

地震などの災害や武力攻撃事態などが起こった場合には、指定管理者として米子産業体育館の使用について県の指示にしたがい、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに閉館などの対応を行います。

●災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、米子産業体育館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処に当たり、米子産業体育館を閉館し、又は住民の避難、救援若しくは災害対応のために、広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

イ 米子産業体育館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
ウ 米子産業体育館について、米子市から、米子市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
(2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために米子産業体育館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応

ア 館内及び敷地内での事故などに対する応急手当

館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

RICE処置	
Rest（安静）	スポーツ活動の停止
Ice（アイシング）	患部の冷却
Compression（圧迫）	患部の圧迫
Elevation（挙上）	患部の挙上

イ 事故者の救護

事故発生の通報を受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護にあたりるとともに救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に対応します。

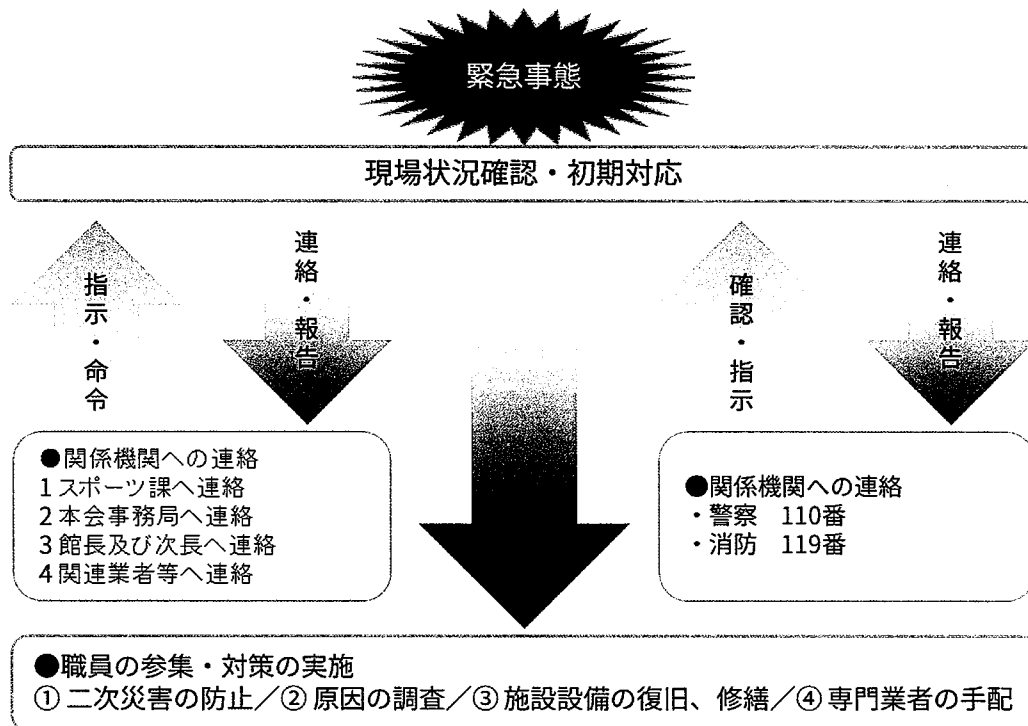
また、状況に応じて警察への連絡を行います。

個人情報保護の観点から、状況に応じて消防署を通じ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認するなどの対応を取ります。



ウ 迅速な対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報及び処理後の報告を行い、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、迅速・適切な対応をします。



エ 二重事故防止措置

事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

オ 事故の再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況を把握し、記録を取るとともに、事故原因を明確にします。また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施し、再発防止に取り組みます。

- ・事故発生現場においては、再発防止処置等、お客さまの安全が確実に確保されるまでは、施設利用の一部制限、制限、施設利用の中止の判断も含め、適切な対応を行います

⑤ J-ALERTシステムを活用した緊急体制

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-ALERT の最大の特長をいかし、緊急情報を受信した場合は、すみやかにお客さまの安全を確保し、最善の対応を取ります。

また、国や県が行う情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制を整えます。緊急時に情報伝達が確実に行われるよう、毎日の日常点検を行います。

伝達される緊急情報（2016年10月現在）

- 地震情報（6種類）
- 津波情報（3種類）
- 火山情報（3種類）
- 気象情報（7種類）
- 有事関連情報（5種類）

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を時刻に伝える「アラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを受信しますが、緊急連絡メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集
 行状からの指示に従って、速も避けて行動してください。

国民保護ポータルサイト
 武力攻撃やテロなどから身を守るために
 事前に確認してきましょう。
<http://www.kantei.go.jp/1/kyosei/>
<http://kantei.go.jp/>

ミサイル落下時には、こちらから案内の対応状況をご覧ください

電話番号 www.kantei.go.jp/
 ホームページ
 Twitterアカウント @Kantei_Saigai

アラート（例）屋ちに避難、屋ちに避難、屋ちに避難な際や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。速に避難してください。

メッセージが送れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅などの地下施設
- 建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

●屋外にいる場合：目と鼻をハンカチで覆い、道路から遠ざかり、建物や壁の裏に隠れ、周囲の低い建物やものは崩しへ注意する。
 ●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目隠しをして室内を密閉する。

（内閣官房国民保護ポータルサイトより）

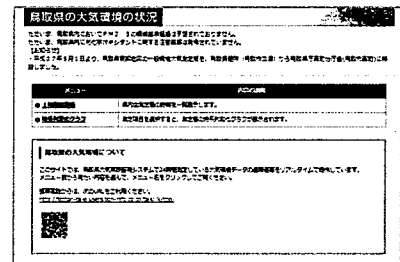
- ◆鳥取県や事務局、警察などと連絡をとり、迅速に対応します。
- ◆お客さまや近隣住民の安全を第一とし、最善の処置をします。

⑥ PM2.5,黄砂への対応

毎日 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、高濃度となった場合には来館者に注意喚起をします。また、大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合などに、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報などを発信し、注意喚起を行います。

ア 報発信機関

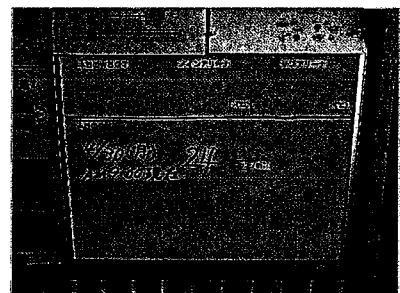
- 鳥取県生活環境部水・大気環境課
<http://www.pref.tottori.lg.jp/209817.htm>
- 鳥取県生活環境部衛生環境研究所
 （鳥取県の大気環境の状況）
<http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/k/top/>



鳥取県生活環境部水・大気環境課 HP

イ 注意喚起の基準

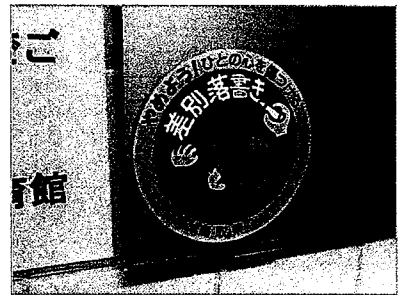
毎朝 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、情報を提供します。



⑦ 差別落書きの対応

人権尊重の理念に立って、「鳥取県人権施策基本方針―第4次改訂―」（令和4年2月）により人権への理解を深め、鳥取県が定めた「差別落書き未然防止指針」、「差別落書き対応要領」及び本会の「差別落書き対応マニュアル」に沿って対応します。

これらの対応により、差別落書きの未然防止と適切な対応により、人権が尊重される社会づくりをめざします。



鳥取県差別落書き禁止啓発ステッカー

●差別落書きへの対応例

鳥取県人権施策基本方針の理解	人権啓発研修参加による人権教育推進
差別落書き禁止の啓発	差別落書き対応要領の理解
差別落書き未然防止指針の理解	差別落書きを起こさせない施設管理
差別落書き対応マニュアルの整備	

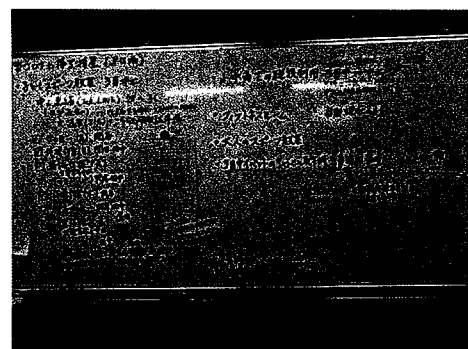
⑧ 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染防止対策

令和元年に発生した新型コロナは、世界的な大流行（パンデミック）となりました。政府の緊急事態宣言に伴い、米子産業体育館も一時的に休館しました。その後も、マスクの着用、手指の消毒、体温計測、設備の定期的な消毒などの対策を実施しました。

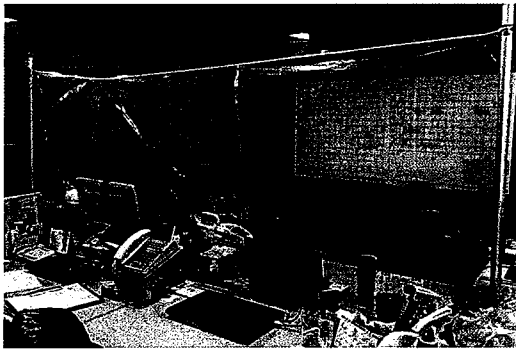
令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」に移行されましたが、国や県の方針に基づき、感染防止対策を常に最新に保つため、対応マニュアルを定期的に更新します。お客さまの安全と健康を第一に考え、引き続き感染対策に取り組んでいきます。



感染対策宣言店ステッカー



新型コロナに関する情報共有



飛沫防止用ビニールシート設置（事務室）



イベント時の感染防止策

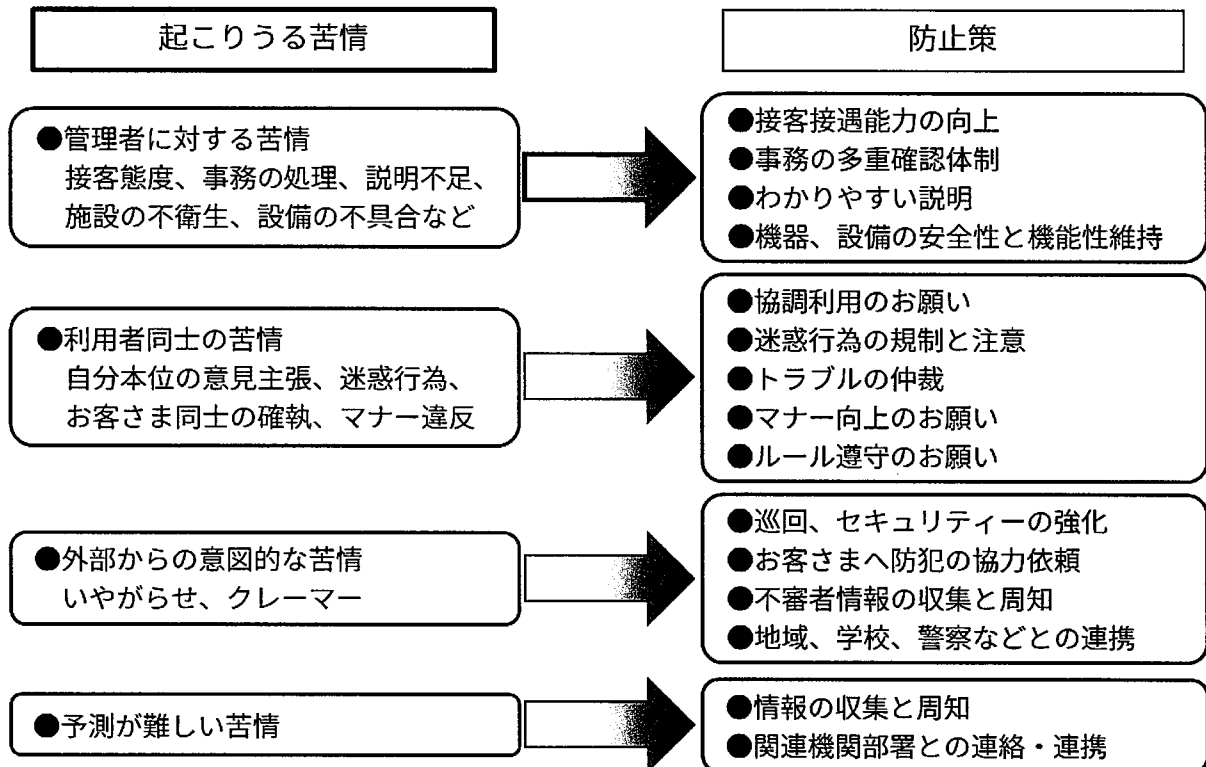
●実施した新型コロナウイルス感染症感染防止対策一覧

感染防止策	実施した内容
受付アクリルパーテーション設置	飛沫防止対策のため、受付にアクリルパーテーションを設置
入館時の検温実施	館内入口に非接触型温度計を設置し、入館時の利用者の体温を測定
消毒用アルコール設置	各入館口に手指消毒用アルコールを設置し、入館時や都度の手指等の消毒を推奨
事務室に飛沫防止用ビニールシートを設置	勤務中の職員の感染防止対策のため、正面の職員からの飛沫、エアロゾル感染防止のためのビニールシートを設置
利用備品の消毒実施	備品等を利用された利用者に消毒用アルコール等での消毒を利用後にお願いした
入退館の動線の分割の実施	大会、イベントや展示会等で入退館時に接触するリスクを少なくするためのパーテーション等を設置
マスクの着用徹底	職員及び利用者に体質等により着用が難しい方を除き、館内でのマスク着用を徹底
感染防止対策の啓発	館内掲示、デジタルサイネージ等による感染防止対策の啓発を実施
換気の徹底	事務室、会議室、メインアリーナ、サブアリーナすべてで可能な限り窓やドアを開放し、換気を徹底
利用者の連絡先等の把握	受付時に感染経路等の把握のため、一般利用者の連絡先等を1か月程度保管（専用利用時は団体代表者が把握、保管）し、保管期間終了後はシュレッダーで廃棄
安心対策認証店登録	鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や各種業界団体作成のガイドライン（チェックリスト）等を基に手順書を作成し、感染拡大予防対策を実施
職員の体調管理	職員の体調を把握し、体調不良や感染者は出勤を停止させる等の対策を徹底
施設の利用人数制限	密を防止するため、施設の利用定員を半分程度に制限
感染対策宣言店登録	新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されることに伴い、これまでの認証店及び協賛店制度に代わる「感染対策宣言店」に登録

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは、日ごろからの注意やお客さまとのコミュニケーションによって防ぐことができると考えています。特に、職員の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で防止します。

お客さまに対して常に誠実な対応を心掛け、信頼と満足を提供することを約束します。



① 苦情、トラブルの未然防止策

安全・安心及び快適な空間の維持向上のため、トラブル・苦情への迅速な対応と“クレームゼロ”に向けた組織的な対策を講じ、運営経験や知識の構築によってあらゆる場面に対応できる体制をづくりに取り組んでいきます。

好事例を水平展開することによる「未然防止」、同様のケースが起こっていないか確認する「事案の検証」、トラブルの真の原因を追求し対策を講じる「再発防止」というトラブル発生時から解決までのプロセスを明確化することで、職員の適切な対応を徹底します。

職員に様々な事情に併せた人権問題の専門研修を行い、公正や平等性の確保に取り組んでいきます。

お客さまのためにできること				
いつも笑顔で対応	清潔な身だしなみ	明朗で活発な挨拶	コミュニケーション	意見をとり入れる
専門的技術の研鑽	設備・備品点検	安全安心な施設提供	苦情の共有	巡回の徹底
丁寧な言葉使い	お客さま目線	専門知識の研鑽	迅速な対応	危険箇所の改善

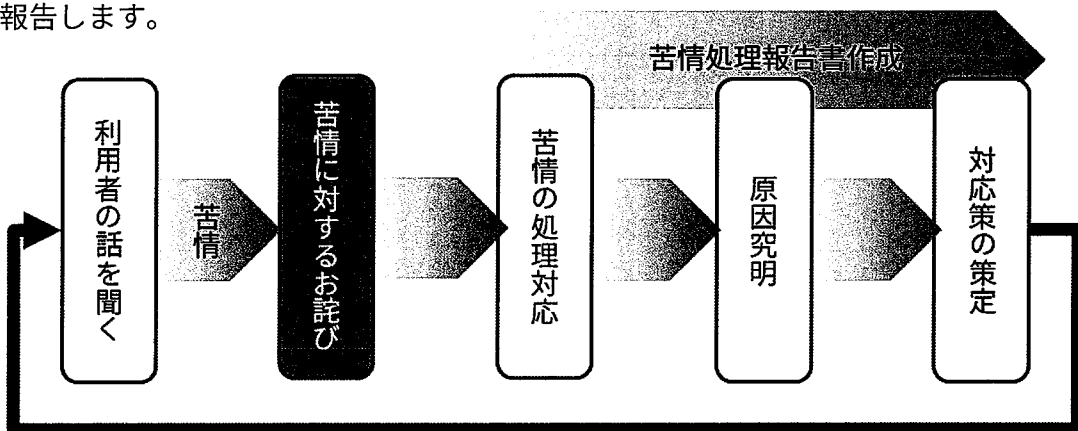
② 苦情、トラブルに対する対処法

お客さまから、苦情やトラブルの報告があった場合は適切に対処し、同様の事例が起きないように再発防止策を立て、職員の接客研修などを徹底します。

対処法				
同種苦情の未然防止	具体的な状況確認	言い訳をしない	原因究明	迅速な処理
冷静に対応	処理の見通しを説明	必要に応じ県と協議	他施設のトラブルを参考	苦情をいただいた方への連絡
内容・処理結果の掲示	苦情処理報告書の作成			

③ 苦情処理報告書の作成の流れ

苦情やトラブルがあった場合は、すみやかに苦情処理報告書を作成し、県および本会事務局に報告します。



6 個人情報保護等への対応

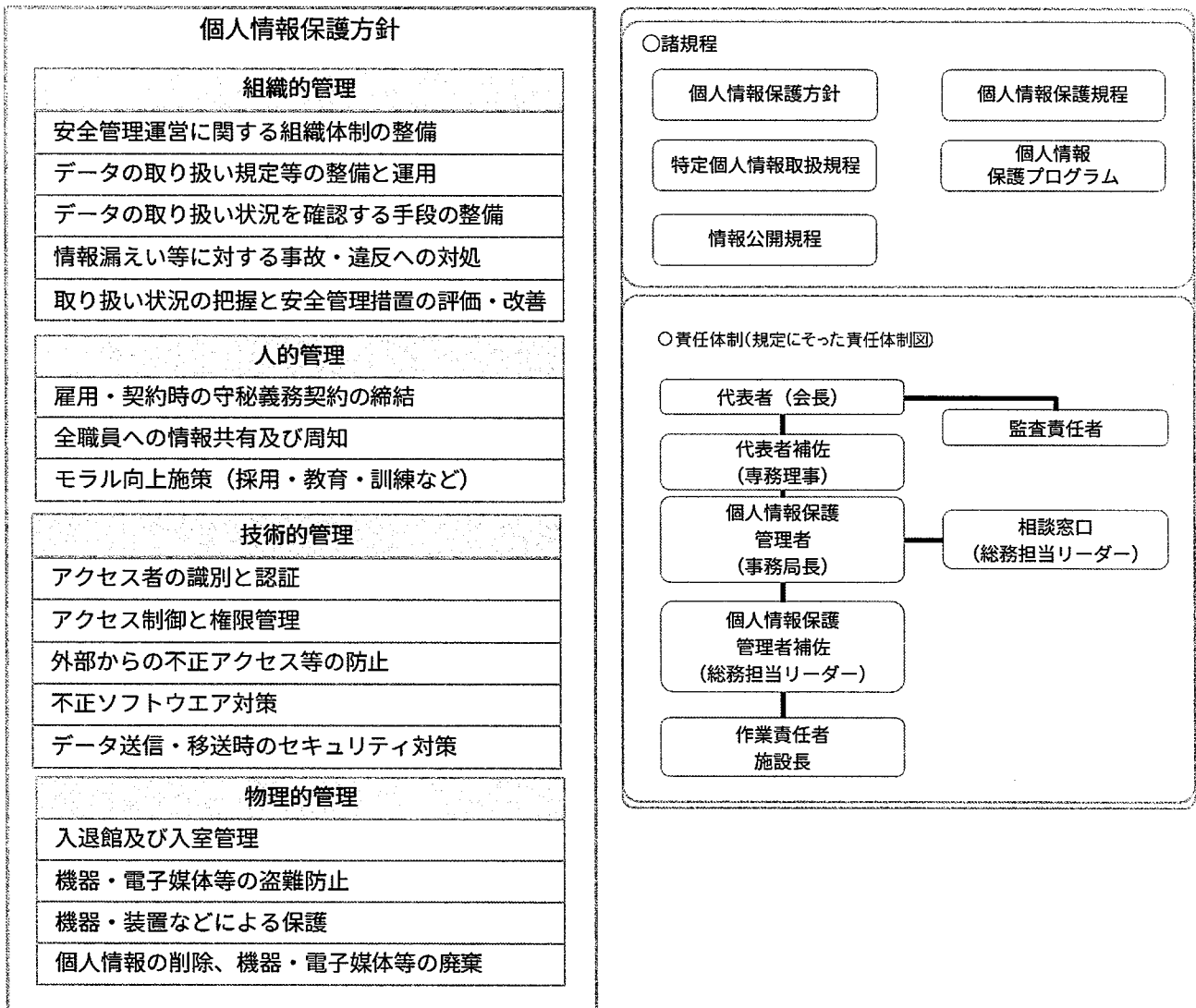
(1) 個人情報の保護への対応

本会は、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 11 条第 4 項で準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守します。さらに、本会の個人情報保護規程に沿って、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

① 個人情報保護方針

米子産業体育館において別段の定めをしている場合を除き、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者などの特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用及び管理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。



② 個人情報管理体制

米子産業体育館の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。



職員研修の実施

③ 個人情報保護を推進する具体的な取り組み

米子産業体育館では、個人情報保護に関する各種規程を遵守するほか、職員への研修や内部監査などによる情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP などへ記載することにより、県民へ広く周知します。

●主な実施内容

- 1 年1回以上の内部監査、年1回の全職員研修及び理解度テストの実施など
- 2 施錠可能な保管庫による盗難防止と入退館チェック表や警備委託による不正侵入と漏えい防止など
- 3 シュレッダーによる廃棄、データの適正、確実な削除など

④ 情報管理システムの体制

施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定など、あらゆる事態を想定した予見回避体制を取ります。

万が一 PC が盗難の場合、PC データの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定を行い、PC の起動ができないような管理に取り組んでいきます。

(2) 情報の公開への対応

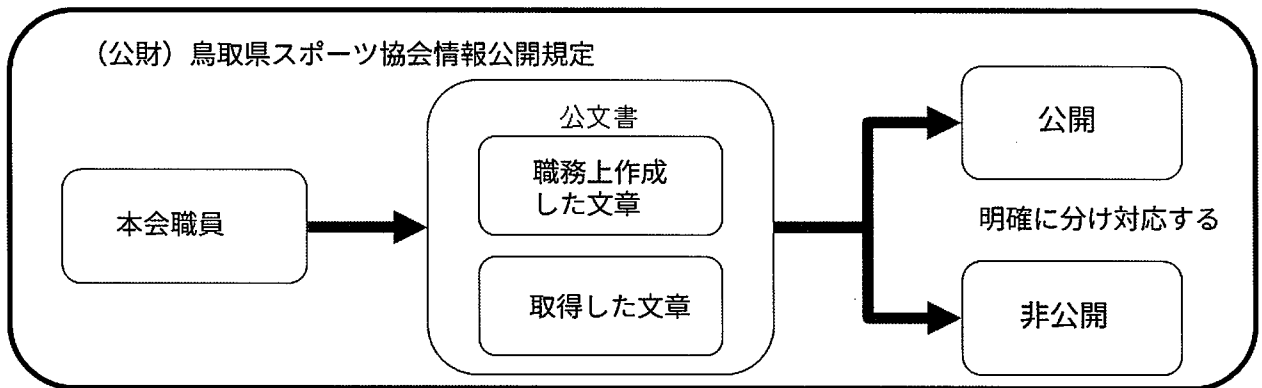
本会は、情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、米子産業体育館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行います。

また、本会の情報公開規程に沿って（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取組方針

本会は、鳥取県立施設の管理運営代行者として、従事する者が職務上作成し、又は取得し

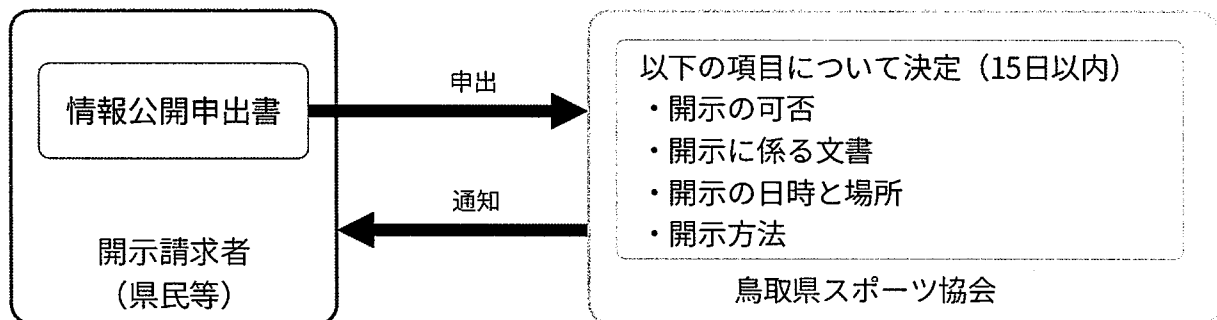
た文書などについては、公文書として公開するものと、協会情報として非公開にするものに明確に分けた対応を行います。



② 情報公開を行うための措置

情報公開条例及び本会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮します。

また、情報開示申出書の提出があった場合、「開示の可否」「開示にかかる文書」「開示の日時と場所」「開示方法」等を15日以内に決定し、さらに、個人情報等の情報公開に関する取り扱いについて、職員研修を実施します。



③ 管理運営の透明性

指定管理者として、県民の『知る権利』を尊重し、情報公開条例に則った適正な対応に取り組んでいきます。

指定管理者の運営方針及び年次事業計画、事業報告に関しては、情報の公開に関する条例の趣旨に則り、積極的な情報提供に努め、運営の透明性を高めます。

情報公開請求者から苦情の申し立てがあった場合、速やかに鳥取県と協議の上、公開の可否などの決定に対して、速やかな対応に取り組んでいきます。

④ 効果的な広報活動

産業・スポーツの普及振興はもちろん、米子産業体育館の存在や活動内容をより多くの県民の方に知っていただくために、広報媒体の特性を理解して情報が広く伝わるよう、それぞれの目的に合った広報活動を行います。



●施設利用のお客さま等に発信

広報媒体	内容
施設パンフレットやチラシの設置 (適宜実施)	○施設利用案内、教室やイベント等の募集チラシを館内に設置 ○米子産業体育館ご利用のサークルや他の公共施設情報も発信
ポスター等の掲示 (適宜実施)	○自主事業やイベント等の募集、周知 ○イベント開催時に屋外にのぼり等での周知
情報コーナーの活用と運営	○館内ロビーの情報コーナーを有効活用し、イベント・スポーツの情報を発信 ○サークル情報や他施設の情報を発信 ○県や国、市町村の主催する事業等の周知
口頭での直接説明や口コミの効果	○教室やイベントの開始時期に併せて口頭で案内

●米子市を中心とした県西部地区に情報を発信

(米子市人口：145,420人 米子市世帯数：68,632世帯 R5.6.30現在)

広報媒体	内容
チラシ配布	●西部地区の幼稚園・保育園・小・中学校にスポーツ教室やイベントの案内配布 (5,000部/回)
地域みっちゃく情報誌 (年2回掲載) (2023年6月現在配布戸数 57,700部)	●米子地域みっちゃく生活情報誌等に情報掲載依頼 57,700部/回×2回=115,400部
駅・スーパー・ホームセンター等にポスター掲示	●人の多く集まる施設にポスター掲示を依頼 20箇所/回×2回/年×200人/日×30日=240,000人
米子市をはじめとした公共施設へのポスター掲示やパンフレット、チラシ設置依頼	●米子市をはじめとした、県西部地区の公共施設にイベントや教室等のポスター掲示、パンフレットやチラシ設置を依頼 7箇所/回×2回/年×100人/日×30日=42,000人

●県内外から国外まで広く情報を発信 (鳥取県人口 538,525人 R5.7.1現在)

広報媒体	内容
公式HP・Facebook・Instagram等のSNS 公式HP閲覧数：約25,000回/年	●施設の基本情報、大会や催事等の情報、教室募集案内や新着情報を随時更新 ●本会公式HPと管理運営する施設の公式HPからもリンク ●スマートフォン対応のHPで利便性を向上 ●HPの多言語対応による国内外在住外国人への情報発信 ●HPのウェブアクセシビリティ対応により、見やすくわかりやすい情報提供
マスメディア (地元地方紙発行部数：約145,000部)	●テレビや地元地方紙へ掲載依頼や情報提供 地元地方紙：訳145,000部/回×3回/年=435,000部

⑤ 情報格差への対応

米子産業体育館から発信する情報をすべての方が等しくキャッチできるよう、掲載する内容や文字の大きさ、言葉づかい等に関し、子ども・高齢者・障がい者等も含め、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報弱者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差が生じないように取り組みます。

男性 20 人に 1 人が色弱者と言われていることや、高齢者などの視力低下の方への配慮が必要となります。「色のバリアフリー」やユニバーサルデザイン (UD) の視点に基づいた「UD フォント」を積極的に活用し、すべての人にやさしい情報提供を行います。

合理的配慮の取組み

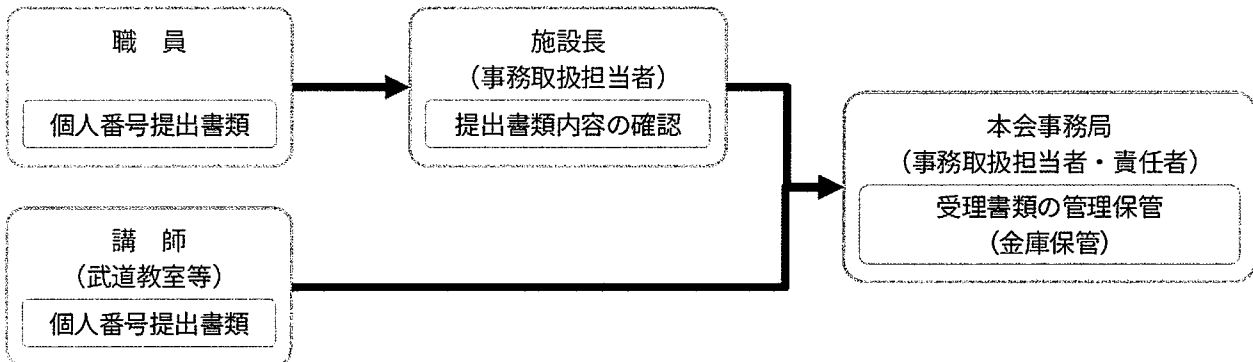
症状タイプ	対応内容
移動が困難	車いす貸与、館内バリアフリー配慮や移動支援
視覚障害者・視覚弱者	老眼鏡、ルーペ、タブレットでの大きな文字での説明
聴覚障害	筆談・集音器での確認、Fax等での対応
読み書きが困難	書類読み上げ記載支援、許可を得た後代筆支援
指示理解が困難	難しい内容は、イラストや図解を用いて優しく説明
疲労・緊張気味	個別対応ブースで休憩をはさみながら対応



(3) マイナンバーへの対応

平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つのマイナンバー (個人番号) が通知されています。米子産業体育館では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

【根拠法令】	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会制定）
---------------	---



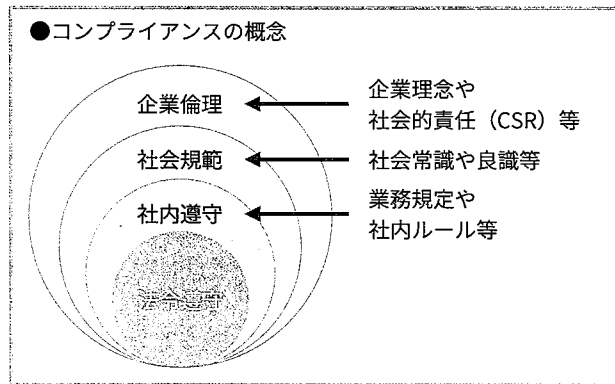
●個人番号取得から廃棄までのプロセスにおける法令の適用

区分	個人情報保護法	番号法該当条文
取得	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の特定（第15条） ・適正な取得（第17条第1項） ※要配慮個人情報の取得（第17条第2項）は、番号法により適用除外 ・利用目的の通知等（第18条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提供の要求（第14条） ・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第15条、第19条、第30条第3項） ・収集・保管制限（第20条） ・本人確認（第16条）
安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置（第20条） ・従業者の監督（第21条） ・委託先の監督（第22条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の取扱い（第10条、第11条） ・安全管理措置（第12条）
保管	<ul style="list-style-type: none"> ・正確性の確保等（第19条） ・保有個人データに関する事項の公表等（第27条） 	収集・保管制限（第20条）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的による制限（第16条） ※番号法による読替および適用除外あり ・利用目的の通知等（第18条第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の利用制限（第9条、第30条第3項） ・特定個人情報ファイルの作成の制限（第29条）
提供	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供の制限等（第23条～第26条） ※番号法により適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第15条、第19条、第30条第3項）
開示 訂正 利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・開示、訂正等、利用停止等（第28条～第34条） ※利用停止等（第30条）は、番号法による読替あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供の停止に関する取扱い（第30条第3項）
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・正確性の確保等（第19条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・保管制限（第20条）

※特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
平成26年12月11日（令和4年8月一部改正）より

① コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスについては、社会的責任をまっとうするために、指定管理者として鳥取県から管理運営を代行する者として、高い倫理意識、法令遵守はもちろん、違法行為や反社会的行為に対してコンプライアンス意識の徹底に取り組みます。



●コンプライアンス (compliance) 企業が取り組む7項目

- 1 コンプライアンス宣言の策定
- 2 内部通報制度の導入、窓口の設置
- 3 コンプライアンス教育・研修の実施
- 4 コンプライアンス委員会の設置
- 5 コンプライアンス体制の構築（コーポレートガバナンス）
- 6 内部監査
- 7 外部の専門家による労務監査

●コンプライアンス体制構成図

